

「関東地方整備局におけるインフラDXの取組」

(ICT施工の普及促進について)

関東地方整備局 企画部 施工企画課
令和7年10月14日

発注者の取組（国土交通省）

ICT施工の実施状況

中小建設業へのICT普及拡大の取組

ロードマップについて

中小企業省力化投資補助金（中企庁所管）

ICT施工の実施状況

土木工事におけるICT施工の実施状況

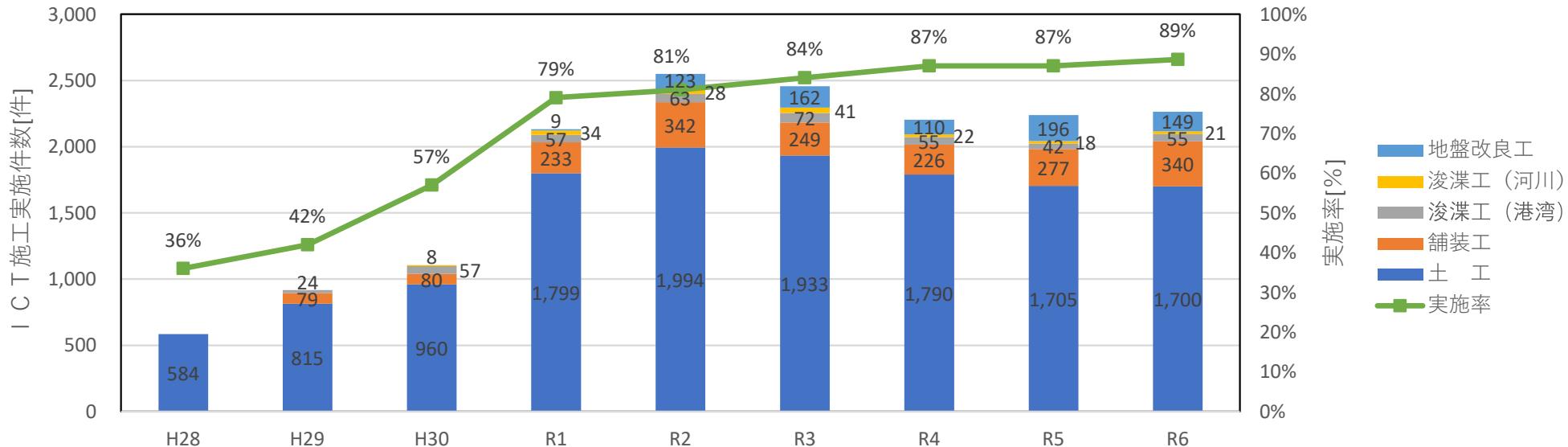
※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

○2024年度における直轄土木工事のICT施工実施率は、公告件数の約9割で実施。

○都道府県・政令市では、ICT土工の対象工事が増え、実施件数も増加している。

＜国土交通省の実施状況＞



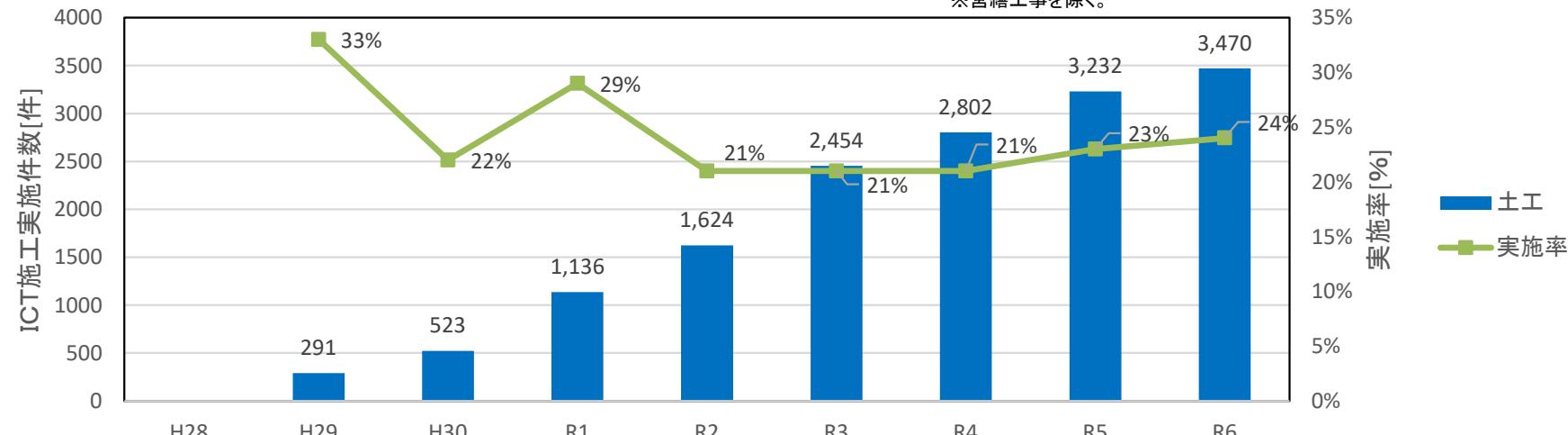
※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定（協議中）を含む件数を集計。

※「実施率」は、ICT活用工事として公告した件数に対する割合

※複数工種を含む工事が存在するため、実施率算定に用いる工事件数は重複を除いている。

※営繕工事を除く。

＜都道府県・政令市の実施状況（ICT土工）＞



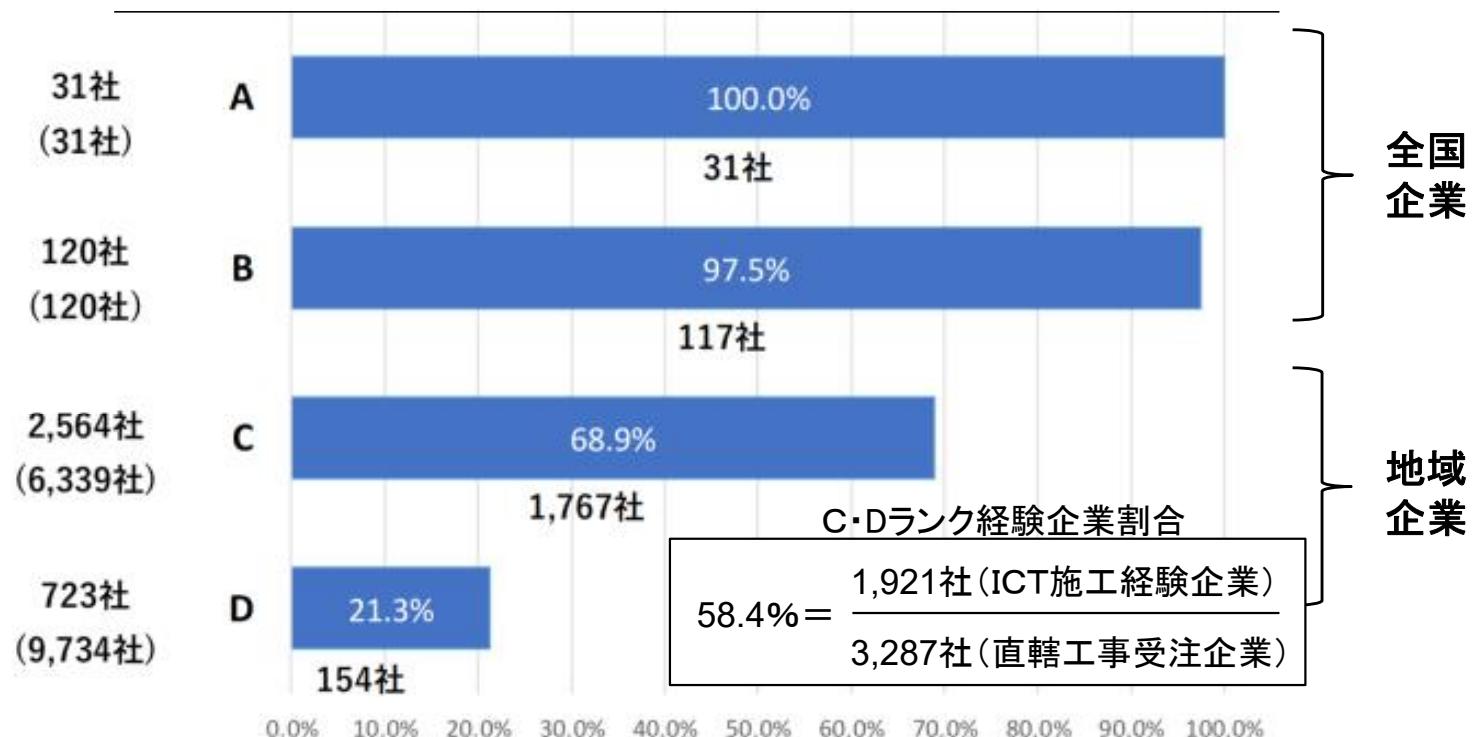
直轄工事におけるICT施工の経験分析

※ICT導入協議会（第21回）より
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

- 地域を基盤とするC、D等級の企業※において、ICT施工を経験した企業は、受注企業全体の約6割と着実に増加している
- 引き続き中小建設業者への普及促進の取組を実施していく

※直轄工事においては、企業の経営規模等や、工事受注や総合評価の参加実績を勘案し、企業の格付け（等級）を規定

■一般土木工事の等級別ICT施工経験割合
 (2016年度～2024年度の直轄工事受注実績に対する割合)



数値は等級毎の2016年以降の
 直轄工事を受注した業者数
 ()内は一般土木の全登録業者数

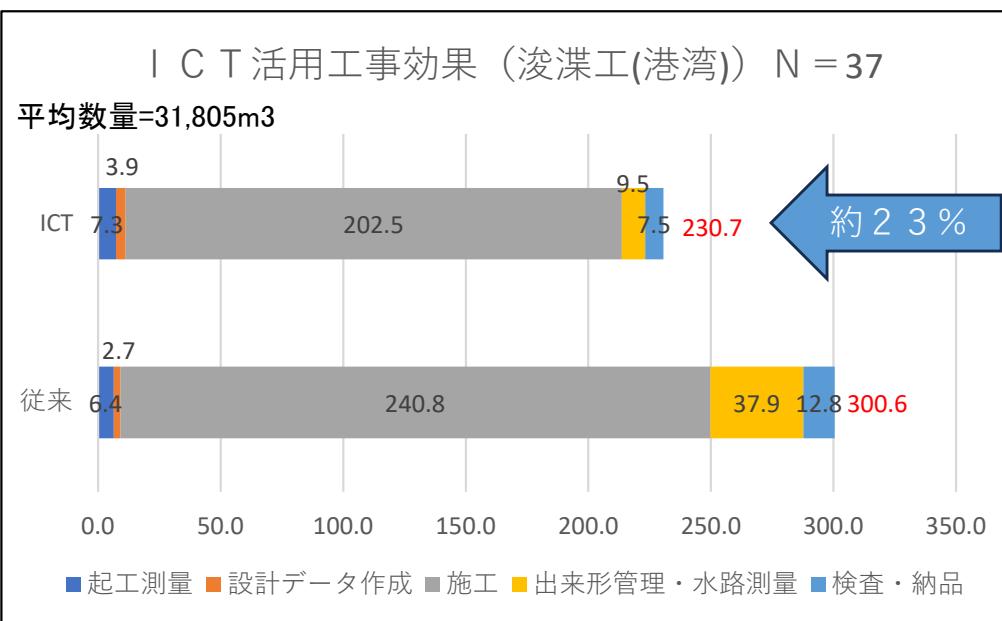
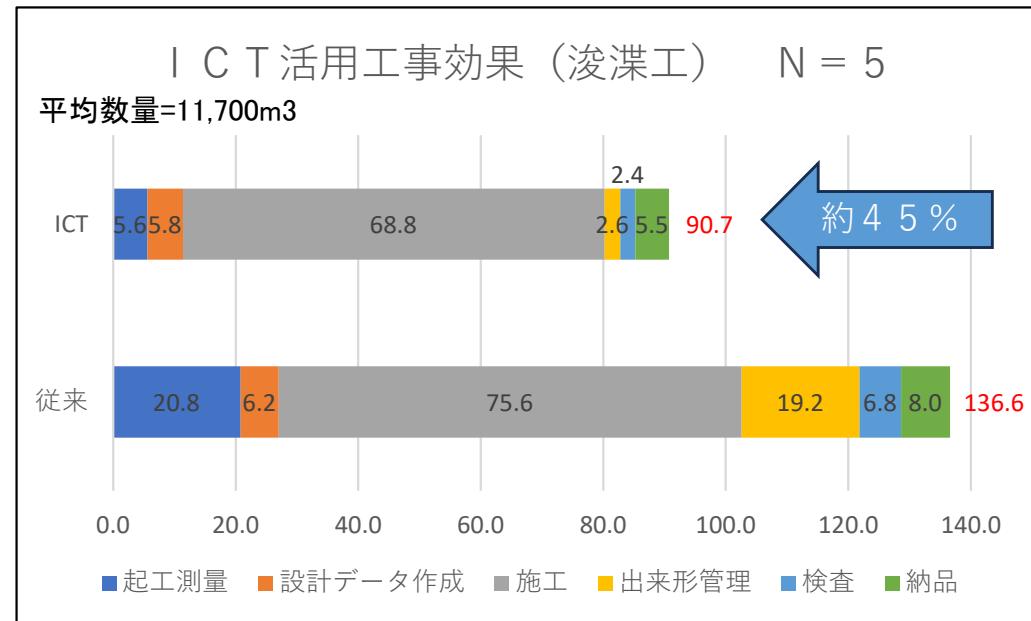
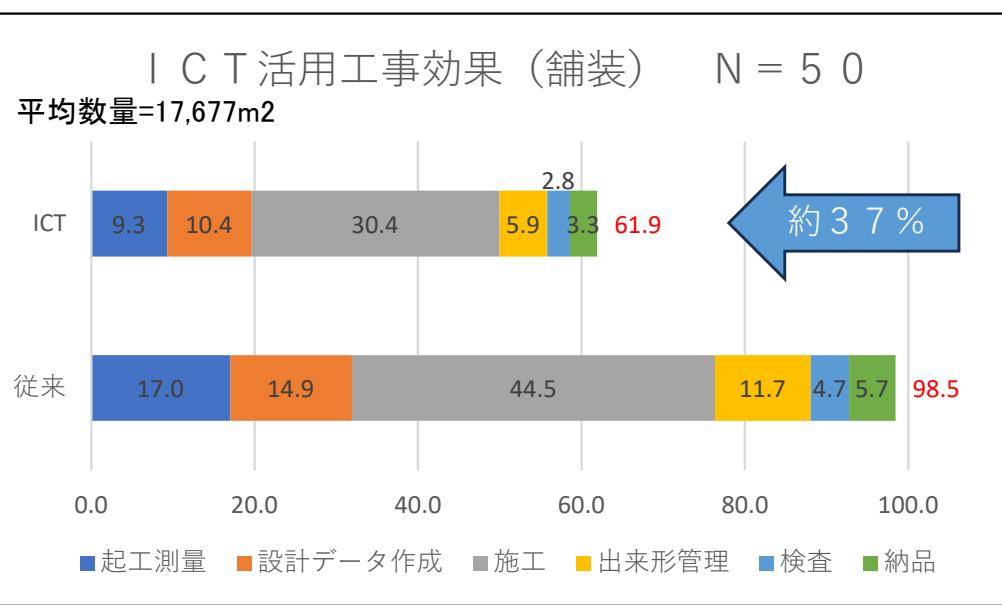
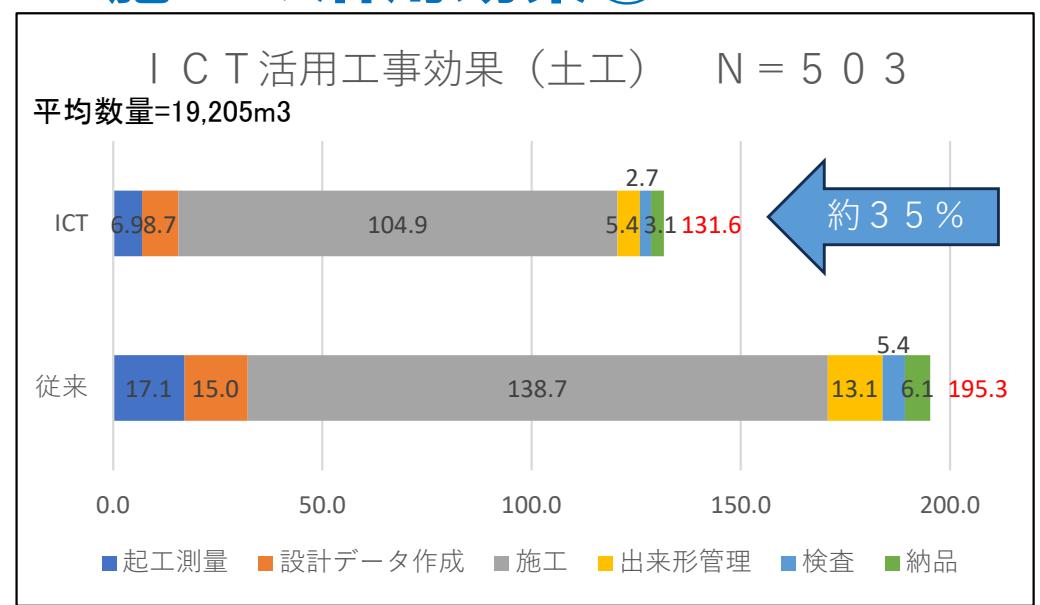
■実績あり

- ・各地方整備局のICT活用工事実績リストより集計
- ・単体企業での元請け受注工事のみを集計
- ・北海道、沖縄は除く
- ・対象期間は2016年度～
- ・業者等級は、2023・2024資格名簿より集計

ICT施工の活用効果①

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html



※活用効果は施工者へのアンケート調査結果の平均値として算出。

※従来の労務は施工者の想定値

※各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

※ICT浚渫工(港湾)はR6年度の暫定値

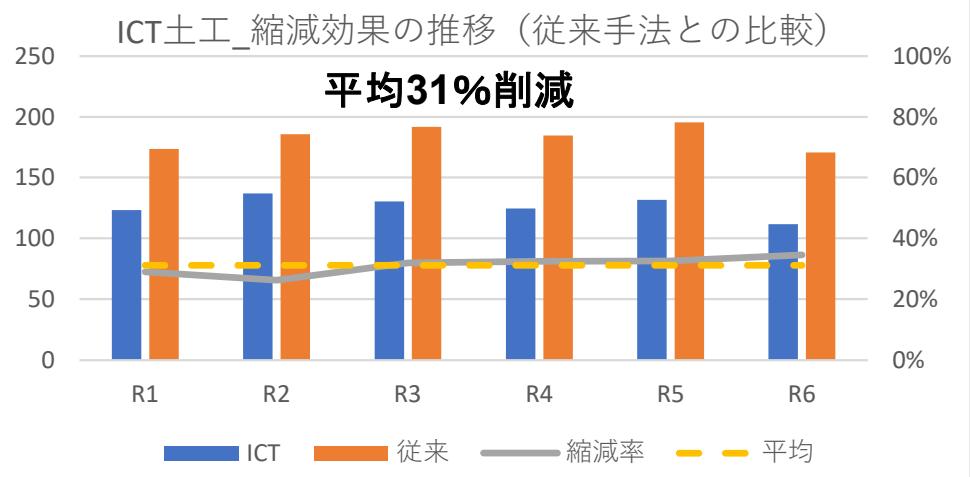
ICT施工の活用効果②

- ICT土工及びICT浚渫工(河川)においては、縮減効果が約3割程度、ICT舗装工においては、約3.5割程度で横ばいとなっている。
- ICT浚渫工(港湾)においては、縮減効果が増加。近年2割以上の縮減効果が見られている。

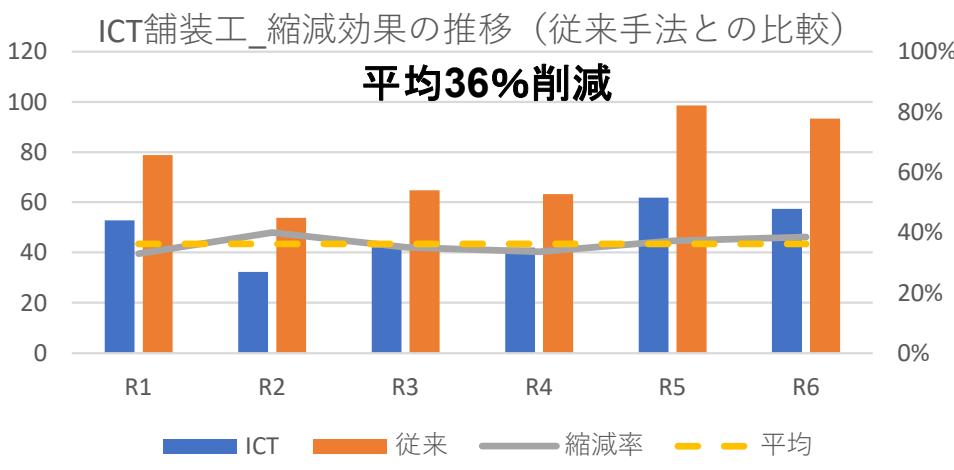
※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

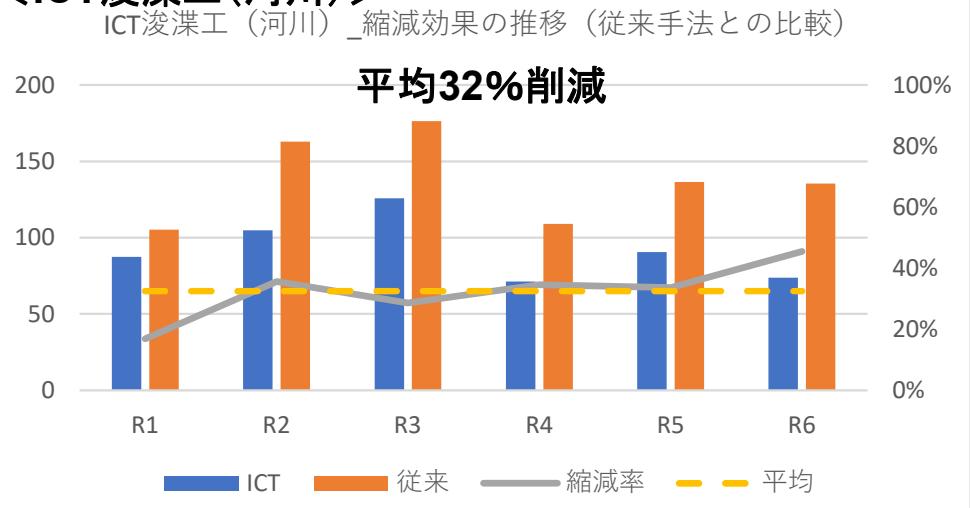
<ICT土工>



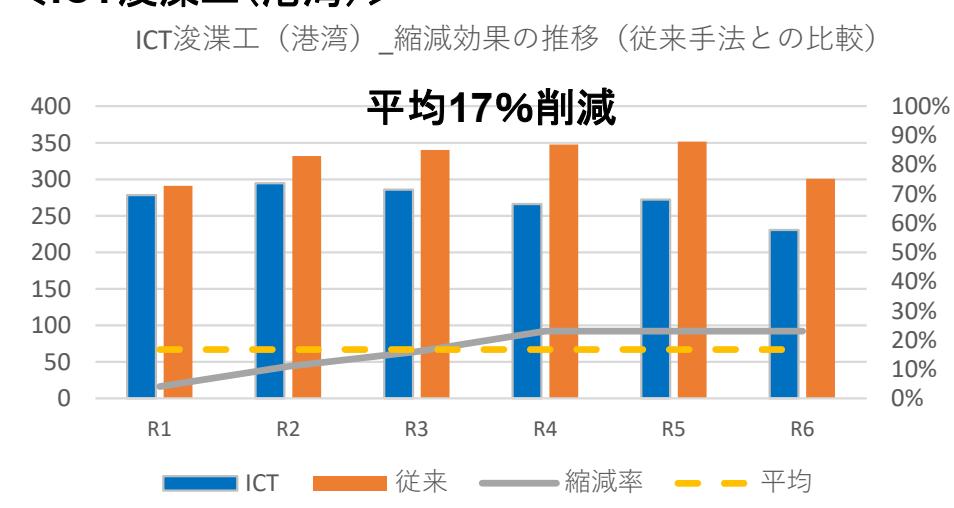
<ICT舗装工>



<ICT浚渫工(河川)>



<ICT浚渫工(港湾)>



ICT施工の活用効果③

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

施工プロセス(ICT土工の場合)	施工者のメリット	発注者のメリット
<p>①3次元起工測量</p> <p>ドローンやTLSによる高効率な3次元測量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地確認作業の省人化 ● 広範囲のデータ取得などによる作業時間の短縮 ● 危険個所に立ち入らずに測量可能になることによる安全性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 課題の早期把握による手戻りの削減（用地境界の確認、隣接工区とのすりつけ、精緻な数量把握） ● 視覚的に見せることで、対外的な合意形成が容易
<p>②3次元設計データ作成</p> <p>発注図書(図面)から3次元設計データを作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 設計内容を視覚的に把握でき、関係者間での合意形成が容易 ● 変更箇所の可視化による設計変更対応の迅速化 ● 施工数量の迅速な把握 	
<p>③ICT建設機械による施工</p> <p>3次元設計データによりICT建設機械にて施工(MC/MG)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 丁張作業の削減 ● 少人数かつ短時間で施工可能 ● 熟練者でなくても効率的に施工可能 ● 手元作業員不要により安全性が向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工程の短縮 ● 施工品質の均一化
<p>④3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>出来形管理に3次元計測技術を活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 帳票作成の省力化・自動化 ● 設計データとの比較が容易 ● 検査の効率化・ペーパーレス化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督検査の効率化（デジタル化による検査頻度・立会時間・書類の削減）
<p>⑤3次元データの納品</p> <p>作成、利用した3次元データの納品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類削減による納品の効率化・簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理の初期値としての活用

中小建設業へのICT普及拡大の取組

中小建設業へのi-Construction (ICT施工)の普及促進に向けた取組

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

		項目	内容(対象等)
実施要領等	1	小規模工事における基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模現場でも活用可能な小型のマシンガイダンス技術搭載バックホウによる施工や安価なモバイル端末を用いた出来形計測手法の要領等を整備(令和4年度より適用) ・小型のマシンガイダンス技術搭載バックホウの刃先にて3次元座標を取得できる機能を使って、光波計測に代えた断面管理による出来形計測の要領を整備(令和7年度より適用)
手引き等	2	小規模工事向けICT施工技術の手引き	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模現場で活用できる3次元計測技術・小型ICT建設機械の紹介や小規模工事でのICT施工技術の活用事例を作成(令和6年度)
	3	チルトローテータ等の新たな施工技術の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT建設機械等認定制度を拡充し、狭小な現場での掘削や小規模土工を中心として省人化効果が期待されるチルトローテータ付き油圧ショベルなどを新たに「省人化建設機械」として認定対象として設定(令和6年度)
研修等	4	ICT施工技術支援者育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT施工の指導・助言が行える人材・組織を育成することを目的に、都道府県・政令市を対象に支援を実施(令和3年度から開始)
	5	ICT施工研修 BIM/CIM研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT施工の普及拡大に向け、地方整備局等にて研修会を実施(平成28年度から開始) (対象:施工業者、地方公共団体職員等)
	6	ICTアドバイザーレジime	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT施工の経験者(企業)が未経験企業へのアドバイスを行うもの(平成28年度から順次開始)
	7	i-Construction・インフラDX人材育成センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局に、i-ConstructionやインフラDXの人材育成の中心となる体験型の「人材育成センター」を開設
	8	港湾工事における試行的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT計測機器及び施工管理システムを用いるモデル工事を開始、これと同時に使用が想定されるICT計測機器等の操作説明動画をオンデマンド配信

中小建設業へのICT普及拡大の取組

小規模工事における基準類の整備

※ICT導入協議会（第21回）より
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan Tk_000052.html

- 地方自治体発注工事では、中型のICT建設機械による施工が困難な現場も多く、小規模工事におけるICT施工の導入促進に向け、小型マシンガイダンスバックホウによるICT施工の実施要領等を令和4年度より適用
- また、都市部や市街地で行う工事ではドローンやTLS等を用いた計測が困難なことから、スマホなどのモバイル端末を活用し小規模現場における出来形管理の要領を令和4年度より適用
- さらに、小規模工事における計測作業の手間を削減するため、小型マシンガイダンスバックホウの刃先の3次元座標を取得できる機能を活用した出来形管理の要領を令和7年度より適用

【小規模な建設現場に対応したICT施工】



施工機械
(小型マシンガイダンス機)
ナビゲーション

小規模な現場(都市部・修繕工事など)

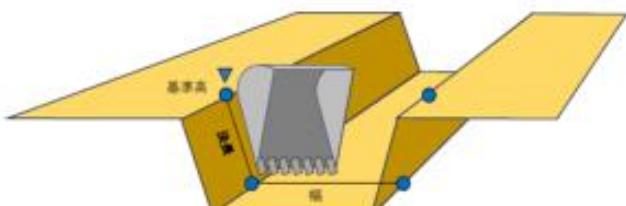
【スマホなどの汎用モバイル機器を活用した
出来形管理のデジタル化】



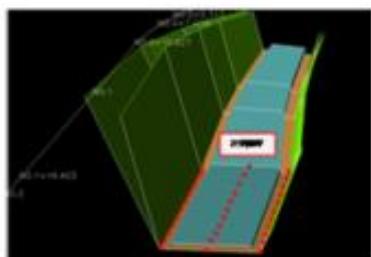
モバイル端末による計測

3次元計測データ

【小型マシンガイダンスバックホウ刃先の3次元座標を用いた出来形(断面)管理】



刃先位置の単点計測
(新たな計測手法)



①3次元設計
データ作成



施工と同時に
計測

②3D-MG施工 + ②刃先による計測

中小建設業へのICT普及拡大の取組

小規模工事向けICT施工技術の手引き

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

- 小規模現場におけるICT施工の導入促進に向け、「小規模工事向けICT施工技術の手引き」を作成
- 小規模現場で活用できる3次元計測技術及び小型ICT建設機械の紹介や小規模現場でのICT施工活用事例についてとりまとめ（令和6年度）

【小規模工事で活用できる3次元計測技術】

操作者1人で3次元計測が可能な光波計測器



従来複数名で行っていた現場での位置出しや丁張設置など「ワンマン施工」が可能となる

【小規模工事で活用できる小型ICT建設機械】

光学測位を活用した小型ICT建設機械



衛星測位を活用した小型ICT建設機械



従来の小型ICT建設機械に後付で装着することでマシンガイダンス施工が可能となる。

【小規模工事におけるICT施工活用事例】

管工事における活用事例



管埋設工事において、事前に専門工事業者によるアスファルトカッターでXY(平面)の床掘位置をあらかじめ決め、床掘・管設置におけるZ(深さ・勾配)管理を、2Dマシンガイダンスで実施。

- ①事前に設計の平面位置を杭ナビで位置出し
- ②専門工事がアスファルトをカット（赤線位置）
- ③傾斜付きの平面レーザーと2DMGで深さ管理

勾配機能付き回転レーザーの活用



勾配機能付き回転レーザーと2D MGを併用し、下水道勾配を付けた平面レーザーを掘削場所に設置し2DMGで床掘りを行い、オペレーターがキャブから降りることなく深さの検測を実施

チルトローテータ等の新たな施工技術の普及促進

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan Tk_000052.html

- チルトローテータ等を活用することで、狭小な現場での掘削や小規模土工を中心として省人化効果が期待される。
- 2024年度にはICT建設機械等認定制度(R4.6開始)を拡充し、チルトローテータ付き油圧ショベルなどを新たに「省人化建設機械」として認定対象として設定(R7.1)。
- 2025年度からは、省人化建設機械として認定された型式を活用しチルトローテータ付き油圧ショベルの省人化効果などを調査・整理する。

■チルトローテータの省人化効果

- ・ 作業スペースが狭隘な現場(掘削面に建機が正対できない場合がある)においても、掘削面に正対せずに細部まで刃先が届き、人力作業を軽減。
- ・ 掘削面に正対するための建機の微細な移動を大幅に削減(移動のムダの削減)。
- ・ 建機の移動が少なくなることにより、機械の配置位置を限定することができ、機材を大型化することが可能(作業能力・施工効率の向上)。



■2024年度の実施内容

・ ICT建設機械認定制度を拡充(省人化建設機)

ICT建設機械等認定制度(R4.6開始)を拡充し、チルトローテータ付き油圧ショベルを含む建設機械を省人化建設機械の認定対象に追加。



認定型式の例(左:コベルコ建機(株)より画像提供、右:株 クボタより画像提供)

■2025年度からの取組

・ 省人化建設機械認定型式の試行工事

省人化建設機械として認定されたチルトローテータ付き油圧ショベルを用いた試行工事を実施することで、
 ・省人化効果
 ・その他安全上の対策 などを調査・整理を実施する。

ICT施工技術支援者を育成する取組

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

- ・中小建設業におけるICT施工の普及促進にむけて、ICT施工の指導・助言が行える人材・組織を全国各地に育成

★国交省がICT専門家を県へ派遣し、「人材・組織の育成」の実施をサポート

- ＜中小建設業における課題＞
- ・ICT施工に踏み出せない企業が多い
 - ・ICT施工に対応できる技術者不足
 - ・ICT施工の技術者指導体制がまだ不足



＜ICT施工の専門知識を習得＞

- ・ICTを活用した施工計画の立案や運用の課題について、座学や実現場を用いた教育・訓練

支援

- ・人材・組織
アドバイザー相談窓口の設立
- ・ICT施工技術支援者
「県技術センター等の職員」を想定



- 令和3年度から取組を開始し、14都道府県・政令市（累計）の支援を実施
- 令和7年度以降も5都道府県・政令市／年程度の支援を実施予定

■支援実績（令和3年度から令和6年度の実績）

北海道（2回）、福島県（2回）、茨城県（1回）、埼玉県（2回）、神奈川県（1回）、和歌山県（1回）、香川県（3回）、佐賀県（1回）、長崎県（1回）、熊本県（2回）、大分県（2回）、沖縄県（4回）、札幌市（1回）、北九州市（1回）

中小建設業へのICT普及拡大の取組

ICT施工技術支援者を育成する取組(R6年度の取組事例)

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan Tk_000052.html

○ 札幌市において、小規模の市街地施工現場（都市型土木）に適した独自のICT活用の運用方針を検討。生活道路整備に着目し、導入ハードルの高いICT建設機械の優先度を下げ、TSによる丁張り設置に代替する等、新たな要領・マニュアルを作成しており、地域特有のニーズに応じた運用方針検討のサポートを行った。



支援フロー

支援内容検討

- ICTの専門家と札幌市による支援方針に関する打合せ



課題整理

- 現場実施内容の把握
- 実施方針の妥当性確認



技術検証

- TS等光波方式の等級、機種別による違いの検証
- 舗装厚を模した試験体を用い、計測精度確認



実施方針作成補助

- 詳細解説資料の作成
- 運用マニュアルのとりまとめ

First Step SAPPORO型(FSS型)の特徴

- これまでICTは郊外の大規模工事を中心に活用されてきたが、FSS型では小規模の市街地施工現場に最適となるように、国土交通省のICT要領をカスタマイズし、ICT活用の内容をパッケージ化している。
- 現場技術者がICT導入のメリットである作業時間の短縮を実感しやすい測量作業に重点を置いている。

使用測量機器を指定

- 誰でも操作が簡単で小規模現場に適している「自動追尾型TS」（以降、TSという）を使用機器に指定

従来施工（レベル測量機）



FSS型（TS）



レベル測量機をTSに置換えるイメージ

ICT導入作業を明確化

- 誰でも迷うことなくICT活用施工ができるように導入する作業を明確化

3つの作業にICTを導入



起工測量



丁張設置



出来形管理

全ての作業でTSを使用して実施する

出典：札幌市

「First Step SAPPORO型施工マニュアル」より

※令和7年度より、札幌市において「First Step SAPPORO型」を本格運用

<札幌市ICTホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/ict.html>>



ICT施工に関する研修

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

○R2から比べ年々研修回数は増加しつつあり、開催方法も工夫し開催している。

対面とオンラインを併用し、また座学と実習を行うなど多種の講義を実施。

■i-Constructionに関する研修

R7年3月末現在

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
施工業者向け	281	356	348	441	108	138	179	141	162
発注者向け	363	373	472	505	169	226	338	273	247
合計※	644	729	820	946	277	364	517	414	409

（事例：関東地方整備局管内）

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

○起工測量から出来形管理までの一連の流れの基本的な知識を得られる体験型の「ICT施工講習」を令和4年度から実施。

○ICT施工導入には企業における経営的な判断が必要であることから、経営者向けの「ICT経営者セミナー」を開催。
令和6年度は、関東地方整備局管内全都県で開催。

- 日 時：令和6年7月2日、23日（各2日間）
- 開催場所：関東技術事務所
- 参 加 者：36名（1日目：WEB講義、2日目：実地研修）
(内訳) ・施工業者等29名
・自治体職員4名
・コンサル等2名



建設機械施工実習



出来形計測実習

- 日 時：令和6年9月～令和7年3月（9回）
- 開催場所：関東地方整備局管内全都県+WEB
- 参 加 者：対面参加 159名・WEB参加 298名
合計457名 (内訳) ・施工業者（経営者）



会場受講状況



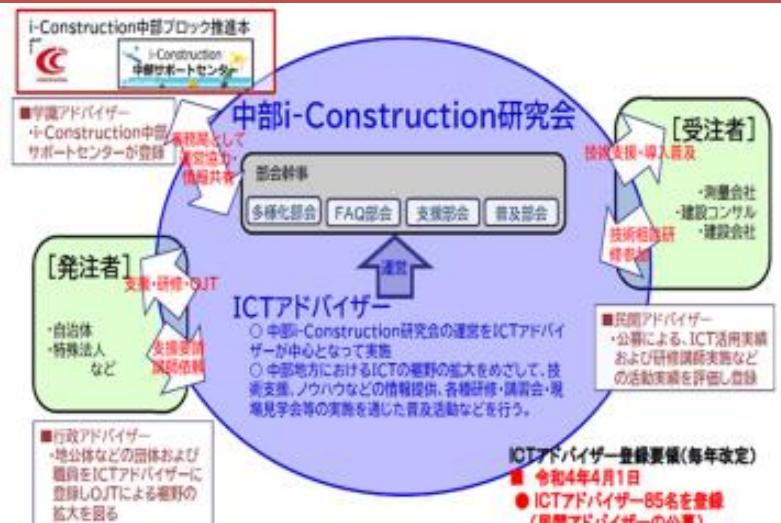
活発な質疑応答

中小建設業へのICT普及拡大の取組

ICTアドバイザー制度

- ICT施工の経験企業を増やし普及拡大を図るため、未経験企業へのアドバイスを行うアドバイザー制度を展開。
- 令和7年3月31日時点で7地方整備局等(北海道、東北、関東、中部、中国、四国、九州)で実施。
- 令和7年4月1日から、沖縄総合事務局と沖縄県でICTアドバイザー制度を連携して設立し、ICTアドバイザーの募集を開始。

中部地方整備局 ICTアドバイザー登録制度の例



ICTアドバイザー

都道府県	人数
愛知県	30名
岐阜県	13名
三重県	9名
静岡県	14名
長野県	6名
計	72名

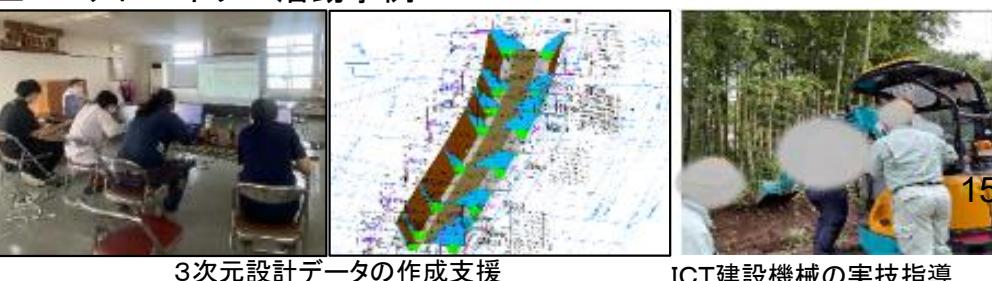
中部地方整備局HPより

ICTアドバイザー制度 各地方整備局等掲載URL

- 北海道開発局ICT・BIM/CIMアドバイザー制度
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/slo5pa0000019hpq.html>
- 東北地方整備局ICTサポート認定制度
<https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00915/jyouhouka/Th-iconHP/ict-supportertop.html>
- 関東地方整備局ICTアドバイザー制度
https://www.ktr.mlit.go.jp/dx_icon/iconst00000010.html
- 中部地方整備局ICTアドバイザー制度
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/bunrui.html>
- 中国地方整備局ICTサポート企業・団体登録制度
<https://www.cgr.mlit.go.jp/kikaku/icon/index.html>
- 四国地方整備局ICT専任講師制度
<https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/instructor.html>
- 九州地方整備局ICTアドバイザー制度
<https://www.qsr.mlit.go.jp/ict/ict/support/adviser.html>

施工業者、コンサル業者等どなたでも活用できますので、
お近くの整備局等のHPをご参照ください。

■ICTアドバイザー活動事例



中小建設業へのICT普及拡大の取組

人材育成センター(関東技術事務所の例)

※ICT導入協議会(第21回)より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

- インフラ分野のDX推進に向けた人材育成を目的として、地方公共団体を含む発注者及び民間技術者に対するBIM/CIM活用やICT施工普及促進、データ/デジタル技術の知識習熟等に関する研修・講習を実施。
- 民間企業等の最新の建設技術を展示する建設技術展示館(関東技術事務所に併設)や関東DXルームとも連携し、上記に関連する情報発信を実施。



■研修棟・現場実証フィールド

<国や地方公共団体の行政職員、民間技術者向け>

<主な実施メニュー>

- BIM/CIM活用促進に向けた研修・人材育成
- ICT測量・施工の体験実習
- VR・ARを活用した、完成後の建設物の再現やバックホウ、高所などの施工体験
- ローカル5G通信を活用した現場実証フィールドでのICT建機を用いた無人化施工実習
- ホログラム表示(MR)を用いた出来形管理実習(土工)
- DXに資するデータやデジタル技術に関する基礎知識、情報セキュリティ等の習熟 等



無人化施工実習のイメージ

研修室

■建設技術展示館 <民間企業や一般・学生向け>

<主な実施メニュー>

- 民間企業や一般・学生向けのBIM/CIM体験やインフラDX体験
- BIM/CIM(VR、MR、UAV等含)の先進的な設備を利用し、工事安全や高所作業体験等、民間企業の研修等に活用
- BIM/CIM・ICTの活用事例や効果に関する技術をタブレットを用いて情報提供 等



DXパーク

全国の**人材育成センター**

東北インフラ人材育成センター	https://www.thr.mlit.go.jp/tougi/gijutsuryoku/jinrai/DX_shisetsu.html
関東DX-i-Construction人材育成センター	https://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/kangi_index002.html
北陸インフラ人材育成センター	https://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/dx/
中部インフラDXセンター	https://www.cbr.mlit.go.jp/chugi/dx/dxoshirase/index.html
近畿インフラDX推進センター	https://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/infraDX-center/index.html
中国インフラDXセンター	https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/innfra-dx/index.html
四国インフラDX人材育成センター	(R7.12開設予定)
九州インフラDX人材育成センター	https://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/tech_improve/dx/

ロードマップについて 施工のオートメーション化

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

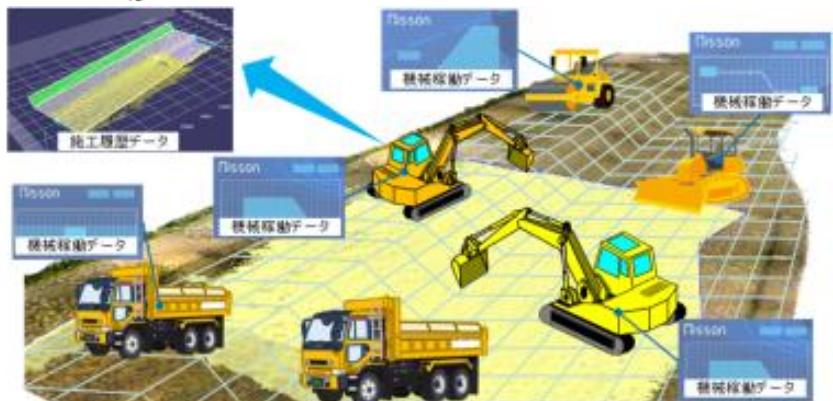
- 建設現場をデジタル化・見える化し、建設現場の作業効率の向上を目指すとともに、現場取得データを建設機械にフィードバックするなど双方向のリアルタイムデータを活用し、施工の自動化に向けた取組を推進する。

【短期目標】 現場取得データをリアルタイムに活用する施工の実現

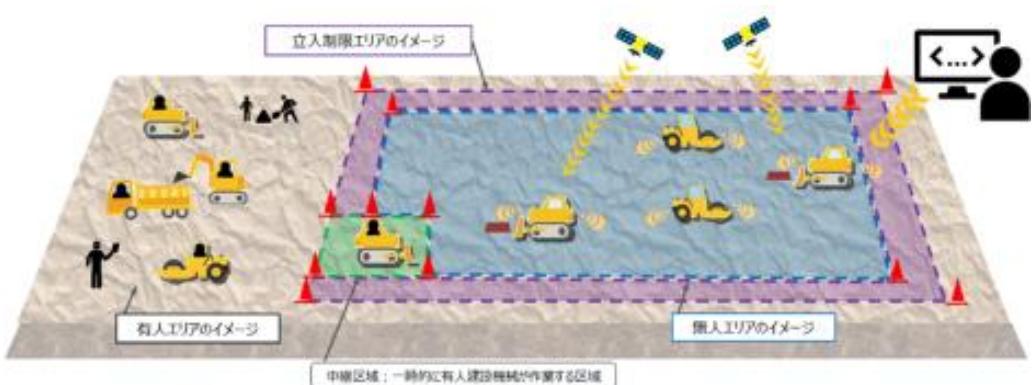
【中期目標】 大規模土工等の一定の工種・条件下での自動施工の標準化

【長期目標】 大規模現場での自動施工・最適施工の実現

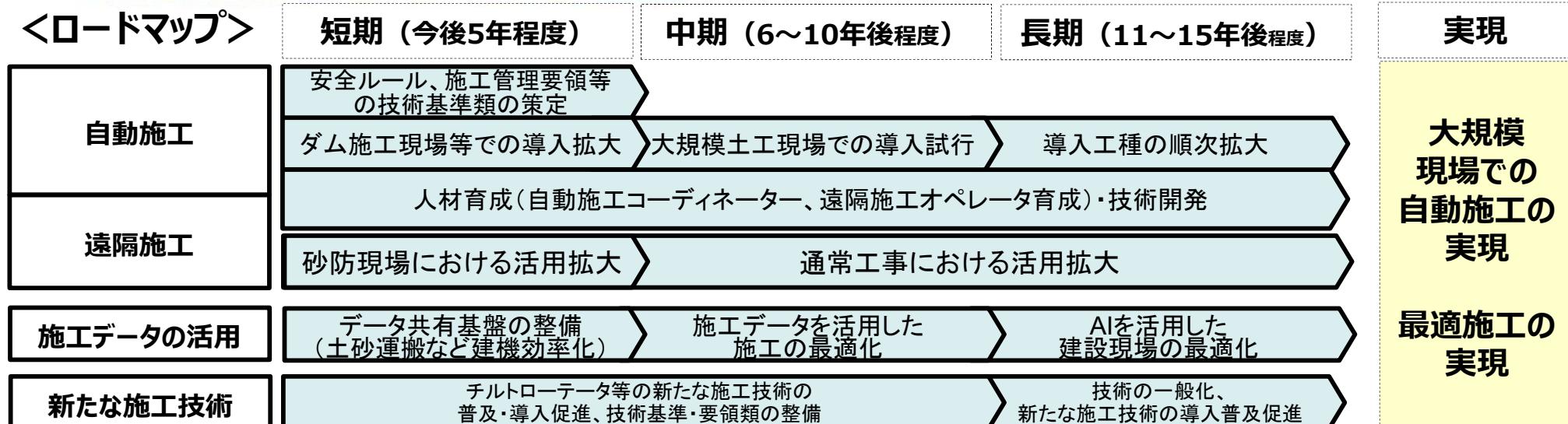
現場↔建機の双方向でリアルタイムデータ活用



自動施工の導入拡大に向けた基準類の策定



<ロードマップ>



※今後の技術開発状況等に応じて適宜更新

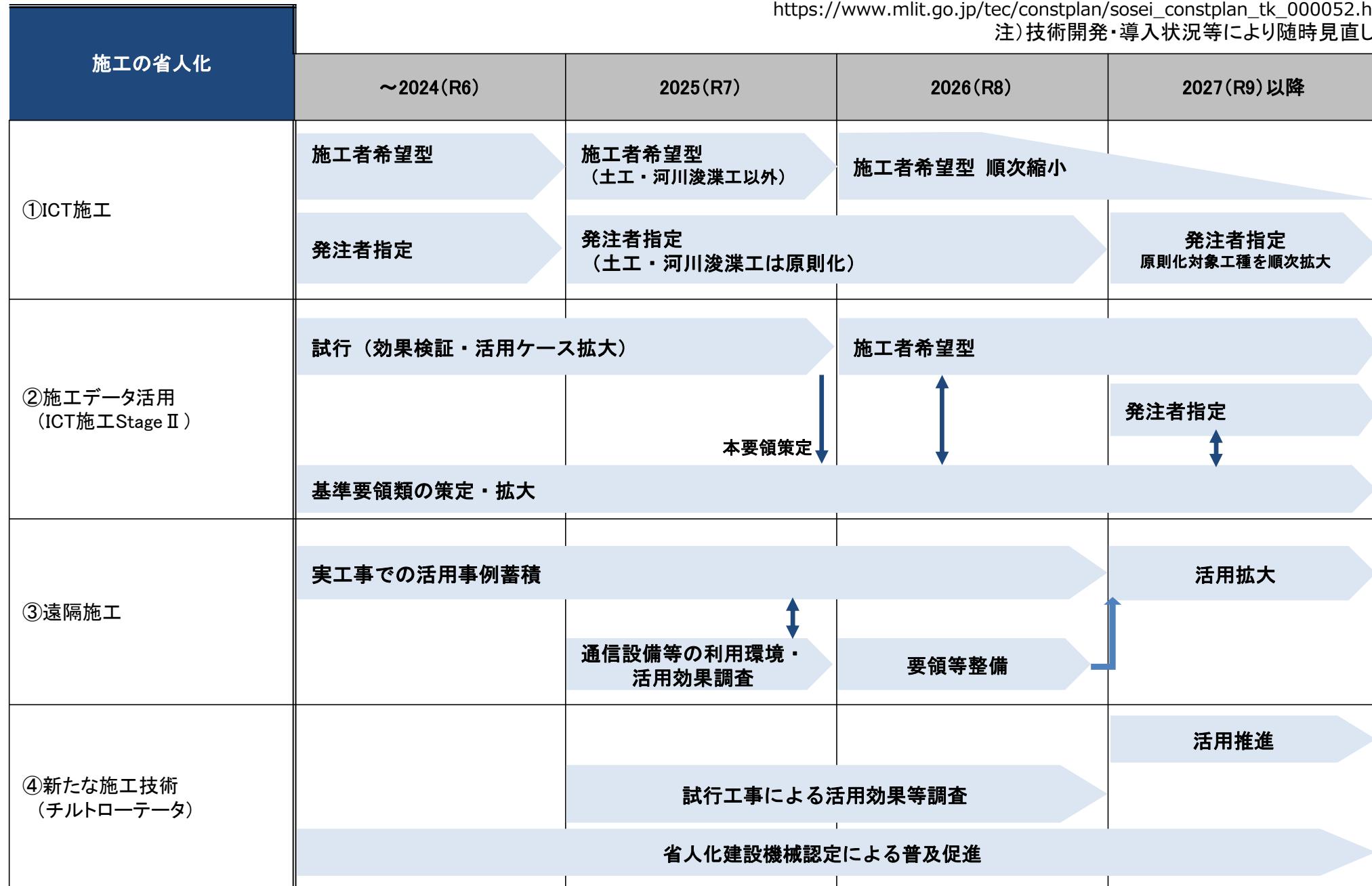
ロードマップについて

施工のオートメーション化 ロードマップ(案)

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

注)技術開発・導入状況等により随時見直し



①ICT施工の原則化

※ICT導入協議会（第21回）より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

OICT土工、ICT浚渫工については、令和7年度より原則化

OICT舗装工、地盤改良工について、原則化に向けた検討を実施していく

		令和6年度 ICT 対象工事			備 考
		発注者指定型	施工者希望 I・II型	合計	
ICT土工	公告工事件数	873	1,034	1,907	令和7年度より 原則化
	うちICT実施工事件数	851	845	1,696	
	実施率	97%	82%	89%	
ICT舗装工	公告工事件数	65	386	451	原則化に向け検討
	うちICT実施工事件数	65	272	337	
	実施率	100%	70%	75%	
ICT浚渫工(港湾)	公告工事件数	40	15	55	令和7年度より 原則化
	うちICT実施工事件数	40	15	55	
	実施率	100%	100%	100%	
ICT浚渫工(河川)	公告工事件数	10	12	22	令和7年度より 原則化
	うちICT実施工事件数	10	11	21	
	実施率	100%	92%	95%	
ICT地盤改良工	公告工事件数	1	172	173	原則化に向け検討
	うちICT実施工事件数	1	148	149	
	実施率	100%	86%	86%	

※ICT導入協議会(第21回)より

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000052.html

「中小企業省力化投資補助金(中企庁所管)」の補助対象(カタログ)に、

ICT施工において活用可能な製品カテゴリが追加(令和7年6月5日現在73製品登録)。

順次、各メーカーの製品登録等が完了次第、申請が可能となる予定(補助率:1/2以下)

<製品カテゴリ>

機器名称	測量機(自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション)	地上型3Dレーザスキャナー	GNSS測量機	マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル	チルトローテータ付きショベル
用途・機能	測量や検査業務に必要なデータを取得	測量や検査業務に必要な3次元データを取得	高精度測量を実施	オペレータをガイダンスでサポート(マシンガイダンス機能)又は半自動操縦(マシンコントロール機能)を具備	バケットのチルト(左右の傾き)機能とローテート(回転)機能を具備

区分	制度	対象	実施機関	問い合わせ先 HP
補助金	中小企業省力化投資補助金	補助対象としてカタログに登録された製品等	購入費等 中小企業基盤整備機構 全国中小企業団体中央会	https://shoryokuka.smrj.go.jp/ https://shoryokuka.smrj.go.jp/download/

ICT施工普及促進の取組(関東地方整備局)

関東地整インフラDX

《令和7年度の取り組み方針》

- ① i-Construction2.0、ICT施工Stage II 等の推進
- ② BIM/CIM適用による好事例抽出と水平展開
- ③ **小規模工事へのICT施工の普及強化**
- ④ 異分野間の取組共有による創発・高度化
- ⑤ 各事務所のDXの取り組み推進

「未来を切り拓く 関東インフラDX」

関東地方整備局 企画部長

【建設技術フォーラム(令和6年11月13日開催) 基調講演】

https://www.youtube.com/watch?v=rBLkgrR_2cw



出展：令和7年度 第1回 関東地方整備局インフラDX推進本部会議(令和7年4月21日)



○小規模工事ICT施工の取組フォローアップ

- ICT施工活用工事の効果分析と発信
- 小規模工事へのICT施工普及強化に向けた実態調査
- 受講者の評価やニーズに基づく、研修・講習プログラムの拡充
- ICT経営者セミナーの内容拡充及び広域開催

R7取組

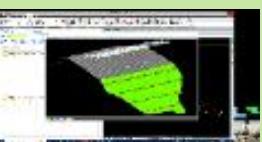
ICT施工 施工講習

R7.7/8,7/9 開催：受講者計：45名



ICT施工 3次元データ作成講習

R7.7/23,8/1,8/5,8/8 開催：受講者計：101名



ICT施工 Webセミナー

R7.7/15～18 開催：受講者計：2,360名
R7.9/29～10/2,R8.1/20～23 開催予定



小規模工事ICT施工現場体験会

R7.8/28,29：関東技術事務所にて開催
来場者：424名



ICT施工経営者セミナー

関東地整管内全都県にて開催予定



更に

フィードバック

フィードバック

小規模工事ICT施工 取組フォローアップ

R7強化施策

小規模工事におけるICT施工の実施率向上に向け、実施率低迷の詳細調査や、導入の課題に対するヒアリングを行い、より具体的な対策を検討

- 経営者セミナーを受けてからの取り組み状況把握
- 簡易的3次元計測技術の紹介
- 小規模工事へのICT施工導入の課題ヒアリング



フィードバック

各取り組みの参加者へヒアリングを実施

今後の取組へ反映

● ICT施工 データ作成・施工・Webセミナー,無人化施工講習

ICT施工 3次元データ 作成講習

ICT施工の起工測量・設計・施工・出来形管理・検査の各段階で扱う3次元データについて、測量後のデータ処理から帳票作成までの一連の作業を専用ソフトを用いて実施する、実技形式の実践的な講習を開催しました。



【受講者数】 46人（対面）
55人（Web）

【講習内容】
 ①ICT施工概要 ②起工測量データ処理
 ③3次元設計データ作成 ④出来形管理、帳票作成
 Trimble Business Center (ニコン・トリンブル)
 TREND-POINT (福井コンピュータ)
 EX-TREND武蔵 (福井コンピュータ)
 TREND-CORE (福井コンピュータ)

【実施日】
 ① 7/23（水）② 8/1（金）
 ③ 8/5（火）④ 8/8（金）



ICT施工 Webセミナー

ICT施工の各分野のエキスパートであるICTアドバイザーを講師に招き、ICT施工に関する技術や機械、BIM/CIMに関する取組、ICT施工Stage IIやi-Construction2.0に関する取組など、幅広い内容を映像などを用いて紹介しました。

【申込者数】 2,360人（Web、4日間累計）

【主なセミナー内容】

- ・ICT施工概要
- ・ICTアドバイザー保有技術、ノウハウの紹介
- ・ICT施工事例紹介（成功・失敗事例）

【実施日】 ① 7/15(火)-18(金) 4日間

【実施予定日】 ② 9/29(月)-10/2(木) ③ 1/20(火)-23(金)

【講師①】

株式会社きんそく	Atos株式会社	中原建設株式会社
日本道路株式会社	国土開発工業株式会社	株式会社イマギレ
湯澤工業株式会社	金杉建設株式会社	株式会社飯塚工業
大成ロテック株式会社	コマツカスタマーサポート株式会社	株式会社新星コンサルタント
日本キャタピラーコンサルタント		

【対象】民間技術者、国土交通省・地公体

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000021.html#seminar>

ICT施工 施工講習

ICT施工における起工測量、ICT建設機械での施工、出来形計測・帳票作成までの一連の流れを研修ルームでの講義と現場実習フィールドでの機器の操作実習により学ぶことでICT施工に関する基本的な知識を得られる講習を開催しました。

【受講者数】：45名（対面）

【実施日】 ① 7/8（火）② 7/9（水）

項目

内 容

ICT施工概要

ICT施工の概要

3次元計測機器による起工測量

3次元計測機器による起工測量

ICT建設機械による施工

3次元計測機器による施工

3次元計測機器による出来形管理

出来形管理



ICT建設機械施工実習



LiDAR出来形計測実習

遠隔 施工講習

土木工事における施工や災害発生時の応急復旧作業等において、建設機械のオペレーターが離れた場所から安全に作業ができる「遠隔施工技術」をより身近に感じていただくことを目的に、講義と遠隔操作実習を行う講習を開催しました。

【受講者数】 67名（対面）

【実施日】 6/24(火)～26(木)

【講習内容】

- ・緊急時の遠隔施工の対応講義
- ・簡易遠隔操縦装置の取付方法実習
- ・簡易遠隔操縦装置による機器操作実習
- ・遠隔操縦式バックホウのモニタ操作実習
- ・遠隔操縦式バックホウの目視操作実習
- ・i-Construction2.0について意見交換



簡易遠隔操縦装置の取付実習

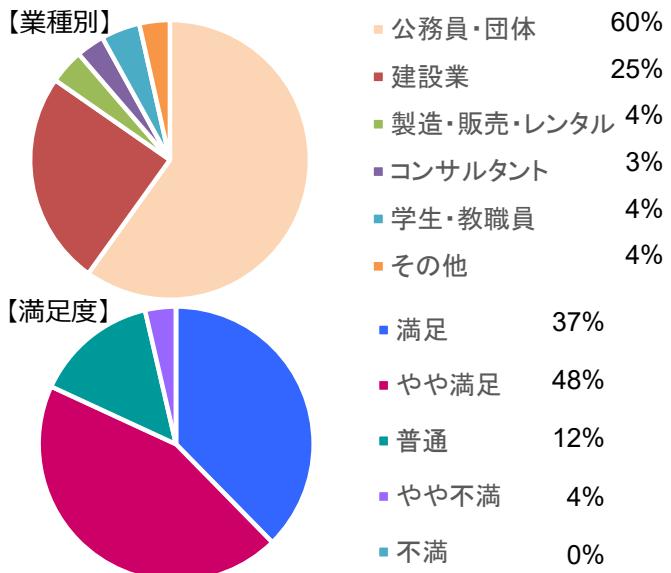


モニタ操作実習



目視操作実習

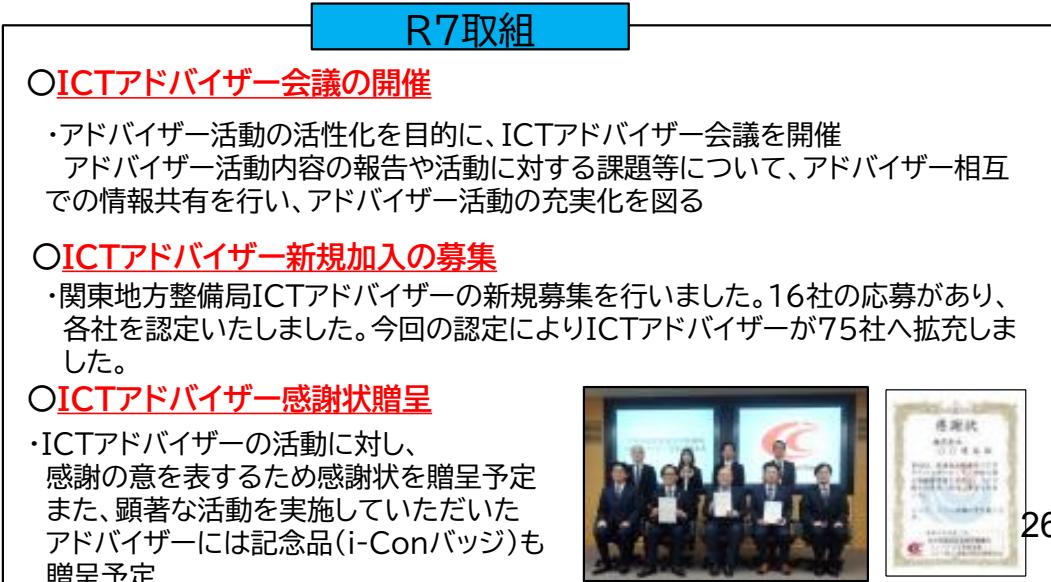
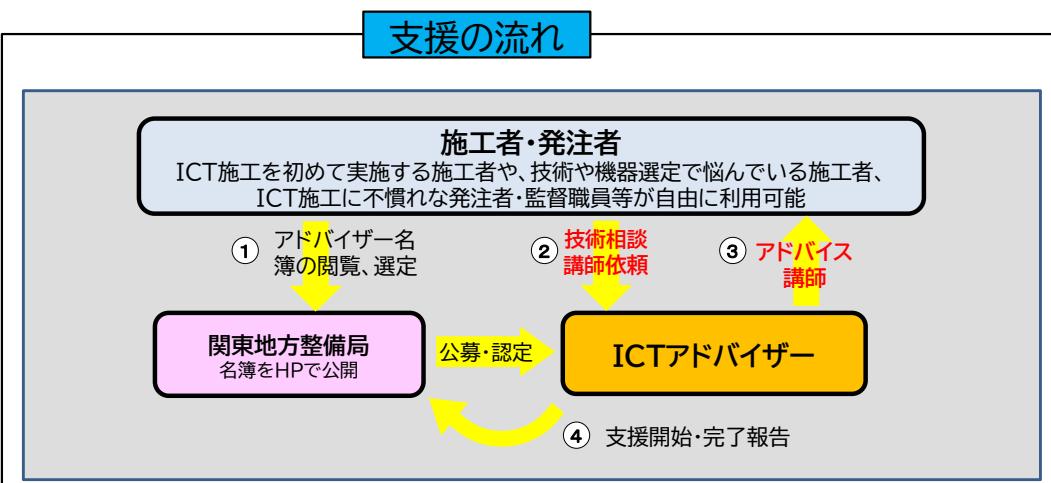
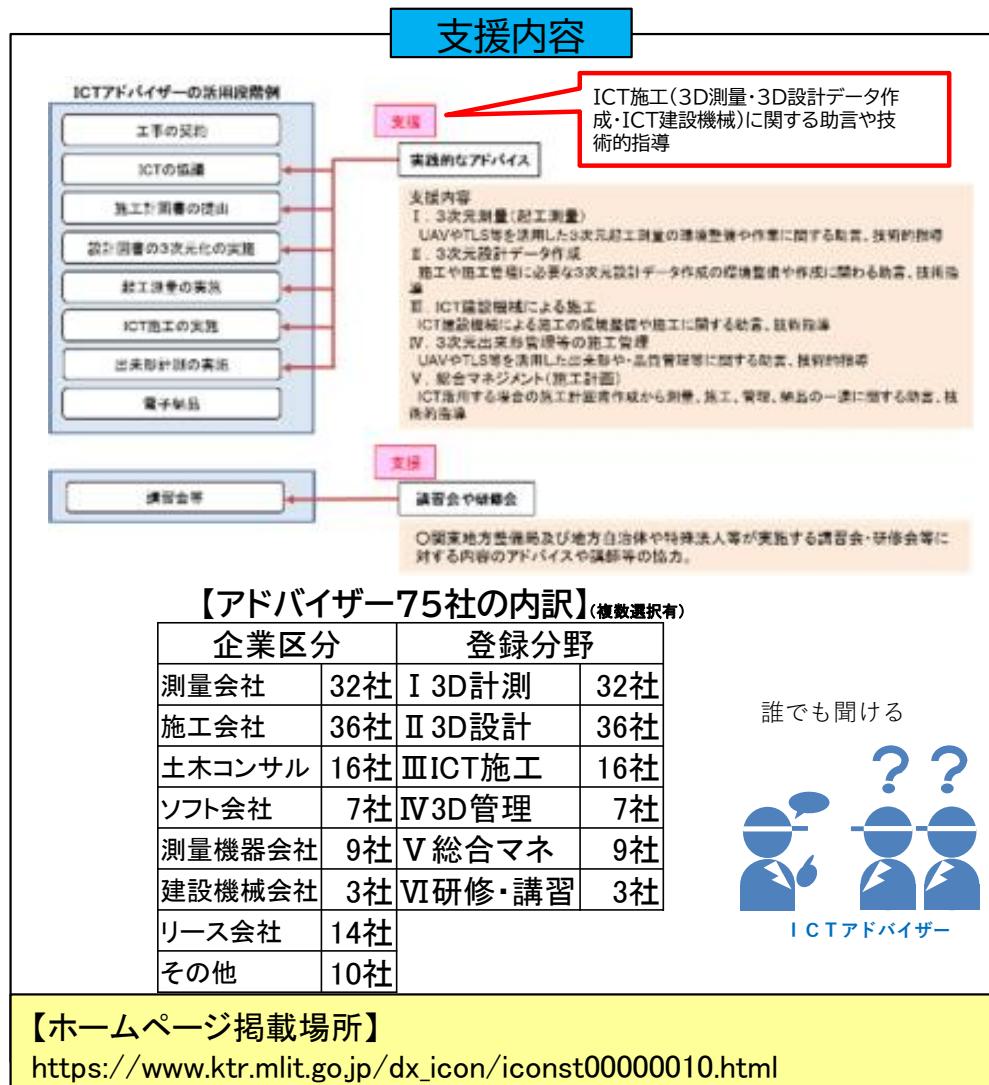
開催日： 令和7年8月28日（木）～令和7年8月29日（金）
 場 所： 関東技術事務所内（関東DX・i-Construction人材育成センター）
 目 的： 小規模工事で活用できるICT施工技術を体験することにより、中小建設業への更なるICT施工普及拡大
 概 要： ICT施工現場展示エリア、遠隔操作バックホウ体験、計測技術・小規模機械展示、技術講演
 来場者： 424名（内講演会聴講者：350名）



【感想】

- 実際に動いているのを見ることが出来、実際の技術を確認しながら直接話をできたため満足です。
- 建設機械の使い方や、計測機器の内容について詳しくお聞きてきて、ぜひ自分の職場にも導入を検討しようと思いました。
- チルトローテーター、自動建設機械の動きを見られてよかったです。特に電動のバックホウは実際に現場で見ないと騒音の少なさが体験できないためとてもよかったです。
- 実機デモの時間が短かったです。より実際の施工現場に近い環境でデモンストレーションが見られたら更によかったです。また、暑かったです。
- 技術講演について、ロボット建設機械の研究状況と課題をわかりやすく説明していただき、大変勉強になりました。特に、技術の進歩度と普及を整理した表は目から鱗が落ちる思いでした。
- 参加させていただいて貴重な経験となつたので、ぜひ来年度も開催して欲しいです。

- 地域の施工者や発注者が、ICT活用時に生じた疑問点や技術選定の課題などに対して、助言や技術的指導等の実践的な支援を受けることができる、ICTアドバイザー制度を設置
アドバイザーはICT施工関係に熟練した企業者を公募し、現在75社のアドバイザーを認定して名簿をHPで公開
- アドバイザー活動の活性化を目的にICTアドバイザー会議を開催
また令和6年度に引き続き感謝状の贈呈も予定



ICTアドバイザー活動報告結果

【概要】

【活動回数】

281回 (R6年4月1日～R7年3月31日)

【依頼者】

国や地方自治体関係者による「公務員・団体」、「建設業」からの依頼が多くを占めていた。また、建設業の割合として一般土木C、Dランク、未登録者の割合が多い

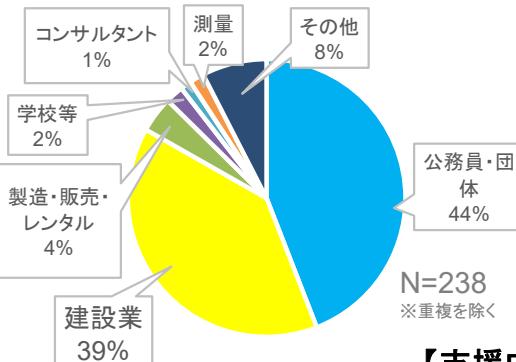
【支援内容分野】

「ICT施工の一連の流れを教えてほしい」等、ICT施工全般に関する内容が多く、ICT施工をはじめる最初のきっかけとしてICTアドバイザーの方に活動を依頼している傾向がある

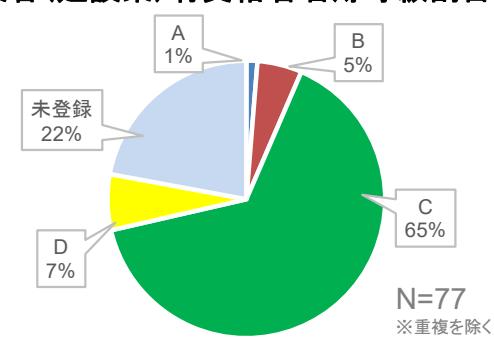
【アドバイスを受けた方の声】

- ・ICTは聞いたことはあったが、初めて実施してみてとても便利で生産性向上になったと感じました。
- ・実際に施工をしている現場を見ることができて理解が深まった
- ・ICT施工の流れを一気通貫で体験出来て理解に役立った。
- ・一連の処理手順の紹介が、実務に近く良かった
- ・次回以降もICTを活用した工事を積極的にチャレンジしたい
- ・県の工事でもICTが増えてきたので、今後ICT施工に取り組んでいこうと考えている中で、貴重な話や経験談を聞けて良かった。

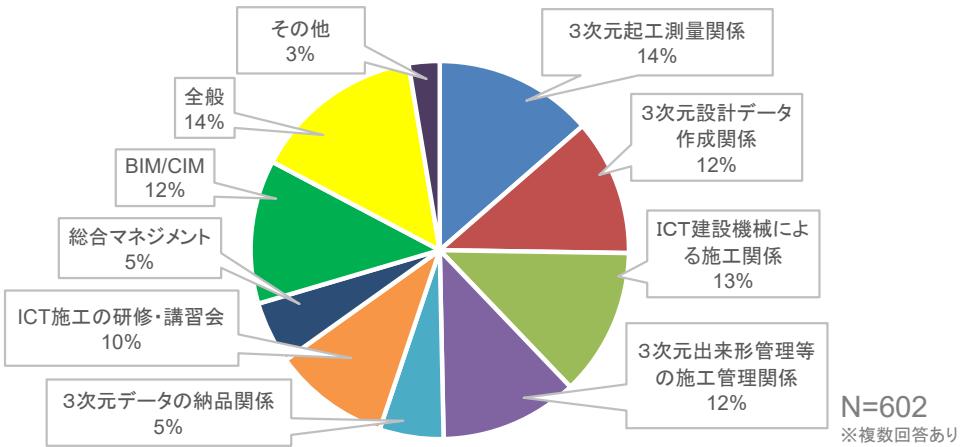
【依頼者】



【依頼者(建設業)有資格者名簿等級割合】



【支援内容分野】



活動状況

現場体験会



現場見学会



実践的なアドバイス



セミナー講師



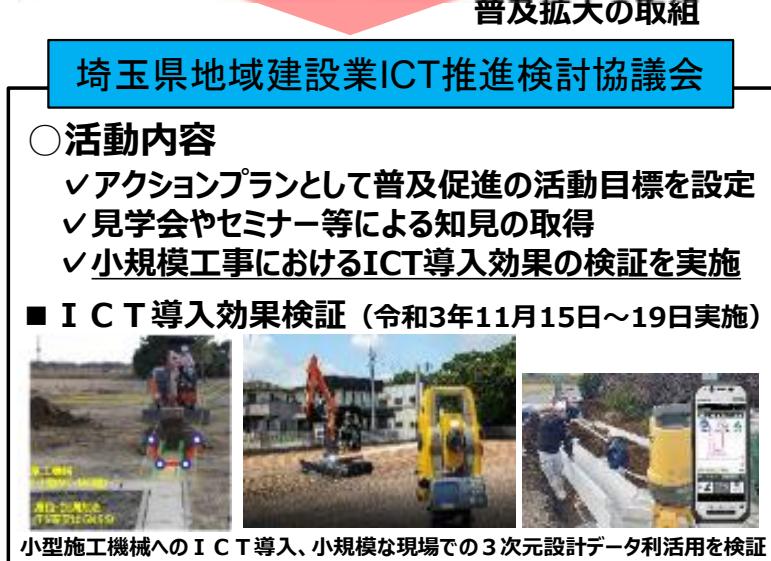
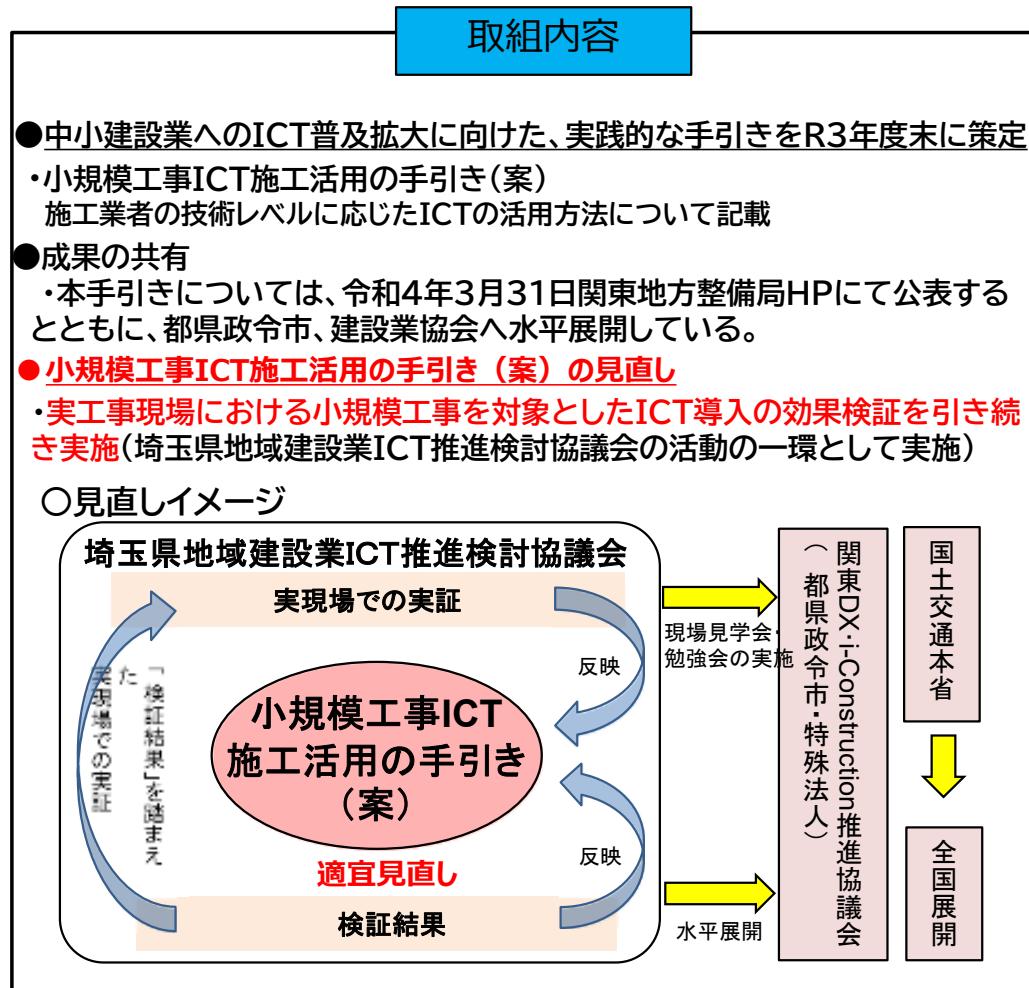
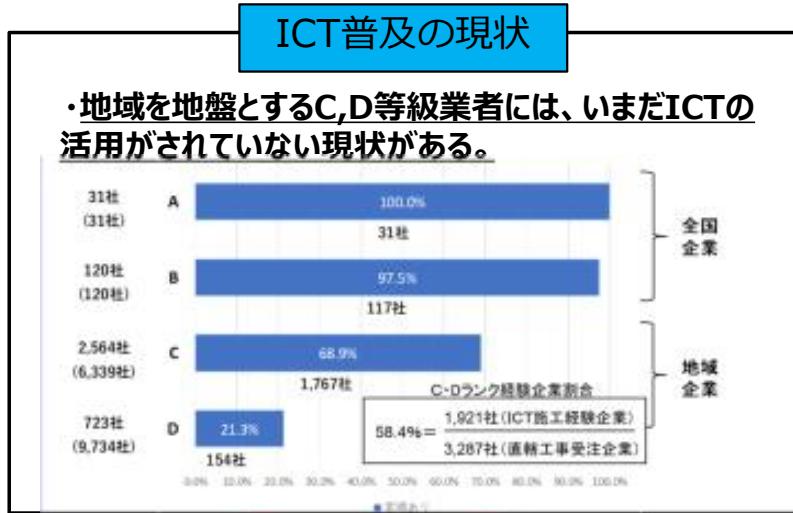
- 令和5年度から取り組んでいる「ICT経営者セミナー」について、開催後のアンケート結果から小規模工事へのICT施工普及促進の取り組みとして有効であったため、令和6年度から関東地方整備局管内全都県で開催
- 原則として、「都県建設業協会」「都県」「国」から構成される『都県DX・i-Construction推進連絡会』におけるICT施工普及促進の取組として開催



R 5 : 埼玉県、栃木県
R 6 : 1都8県

R7開催予定日	
茨城県	10/1
栃木県	10/14
群馬県	調整中
埼玉県	12/8
千葉県	調整中
東京都	11/28
神奈川県	調整中
山梨県	10/16
長野県	10/15

- 地域を地盤とする中小建設業へのICT施工普及拡大を目的に、小規模工事で活用できるICT施工技術等の活用方法をまとめた、「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を策定
- 本協議会の取組を通じて、中小建設業への普及拡大に向けた、全国で初めての実践的な手引きを策定
- 令和6年度も引き続き小規模工事で活用できる新たなICTツールの調査や、実工事現場での導入効果検証による手引きの見直しを行っていくと共に、分かりやすい**手引きの動画版を作成**して普及拡大に努める



【ホームページ掲載場所】
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000252.html>

ICT施工の導入に関する補助金・助成金

補助金・助成金・税制優遇・低利融資等制度の内容は、
最新の情報、詳細を必ず申請者ご本人にて確認をお願いします！

補助金

国(経済産業省(中小企業庁))や
自治体などが、何らかの政策目的
達成のために支援する制度

助成金

国(厚生労働省)が雇用関係や人
材育成等を支援するための制度

条件を満たした上で
審査を通過すれば交付される

条件を満たしていれば
交付される

補助金

	制度	概要	対象	補助率・補助額	実施機関	HP
①	IT導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業) 申請締切 6次10/31、7次12/2	ITツールのソフト本体、クラウドサービス、導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えIT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象)	購入費	【通常枠】 補助率 1/2以内、2/3以内※ 補助額 ・ITツールの業務プロセスが1～3つ: 5～150万円 ・4つ以上: 150～450万円 ※大幅賃上げを行う場合は、補助率が2/3に引き上げの特例あり	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	IT導入補助金 2025 
②	ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業) 申請締切 21次10/24 10/3(金)17:00～受付	生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資	購入費	【製品・サービス高付加価値化枠】 補助率 中小企業 1/2 小規模・再生 2/3 補助額 750万円～2,500万円 ※大幅賃上げを行う場合は、上限額引き上げの特例あり	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	ものづくり補助金 
③	中小企業省力化投資補助金【カタログ型】 【一般型】 応募・交付申請 隨時受付中	IoTなどの生産性向上に効果的な汎用製品を導入することで、生産性の向上につなげる	購入費	【カタログ型】 補助率 1/2 補助額 200万円～1,000万円 【一般型】新制度 補助率 中小企業1/2、小規模・再生 2/3 補助額 750万円～8,000万円 ※大規模賃上げを行う場合の特例あり	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	中小企業省力化投資補助金 
④	小規模事業者持続化補助金 申請締切 18回11/28	持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援	購入費 広報費 など	【一般型(通常枠)】 補助率 2/3 補助額 50万円 ※インボイス特例+50万円 賃金引き上げ特例150万円	商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局	小規模事業者持続化補助金 

助成金

	制度	概要	対象	実施機関	HP
①	人材開発支援助成金 (人材育成支援コース ほか)	事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識および技能を習得させるための訓練経費や賃金の一部を助成する制度	研修費 賃金補填	厚生労働省	
②	トライアル雇用助成金 (若年・女性建設労働トライアルコース)	建設業の中小事業主が若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者等として試行雇用に助成する制度	経費補填 賃金補填	厚生労働省	
③	人材確保等支援助成金 (建設キャリアアップシステム等普及促進コース ほか)	建設労働者の雇用環境の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための取組みに対して助成する制度	経費補填 賃金補填	厚生労働省	
④	業務改善助成金	生産性向上のために、設備投資や人材育成などを実施し、かつ事業場内の最低賃金の引き上げ等を支援する制度	経費補填 賃金補填	厚生労働省	
⑤	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成する制度	経費補填 賃金補填	厚生労働省	
⑥	働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援する制度	経費補填 賃金補填	厚生労働省	

税制優遇・低利融資

	制度	概要	対象	実施機関	HP
①	先端設備等導入制度	市町村に認定された計画に基づき、中小企業が新しい機械やソフトを導入すると、税制や金融面で優遇を受けられる制度	固定資産税	中小企業庁 市区町村 (「導入促進基本計画の同意を受けている場合）	先端設備等導入制度 
②	中小企業経営強化税制 (中小企業等経営強化法に基づく支援)	経営力向上計画を国に認定してもらい、要件を満たす設備を購入すると、即時償却か税額控除のどちらかで税負担を軽減できる制度	法人税 不動産取得税	中小企業庁	中小企業経営強化税制 
③	中小企業投資促進税制	機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に税制控除を適用できる制度	法人税		中小企業投資促進税制 
④	IT活用促進資金	ITツール・システムを導入して生産性向上や経営改善を図る際に利用できる公的融資制度	購入費 賃借費	日本政策金融 金庫	IT活用促進資金 

補助金・助成金・税制優遇・低利融資等制度の

最新の情報、詳細につきましては、必ず申請者ご本人にて確認をお願いします！

事前準備

1. 事業の方針に合わせた補助金・助成金等を選択

- 補助金・助成金 자체が目的とならないよう、自社で進めたい事業の方針や改善したい課題を再確認し、課題に応じた補助金・助成金の選択が必要

2. 申請期間を考慮した申請資料の準備

- 申請には基本要件として設定された労働生産性の向上目標や賃上げの目標を記載した事業計画書等さまざまな提出書類が必要
事業を進めながらの申請作業となるため、時間に余裕をもった準備が必要

3. 資金繰り計画

- 補助金・助成金は交付が決定し次第、一定期間が経過した後に交付されるため、それまでは自社で資金調達が必要
後払いであると認識したうえでの資金計画が必要

4. 補助金等の応募申請は、ほとんどがインターネットを利用した「電子申請」

- 電子申請には「**gBizID(GビズID)**」の取得が必須！
- ID取得には、申請から2週間程度

gBizID (GビズID) とは？

gBizIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

gBizIDを取得すると、1つのID／パスワードで複数の行政サービスにログイン可能です。

gBizIDには、「プライム」、「メンバー」、「エントリー」という3種類のアカウントがありますが、ほとんどの電子申請に使える「**gBizIDプライム**」の取得をおすすめします。

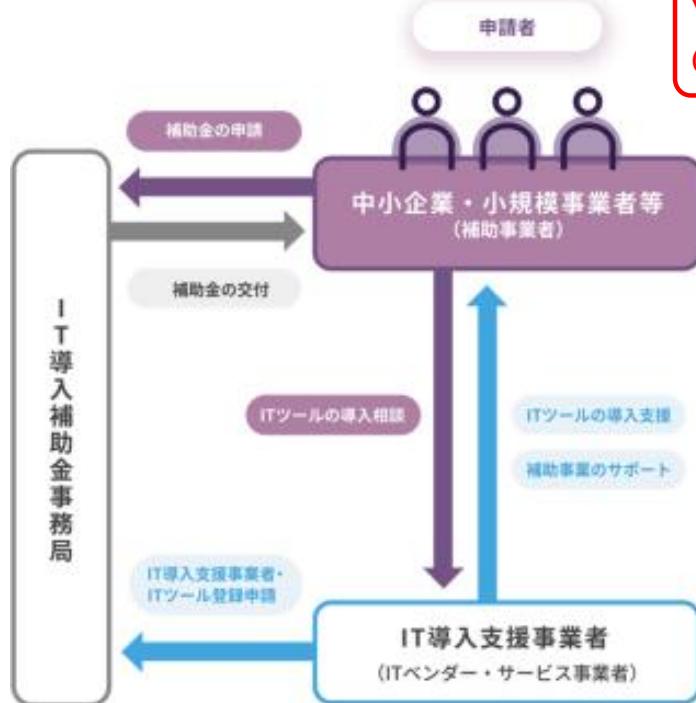
gBizID

Gビズ ID



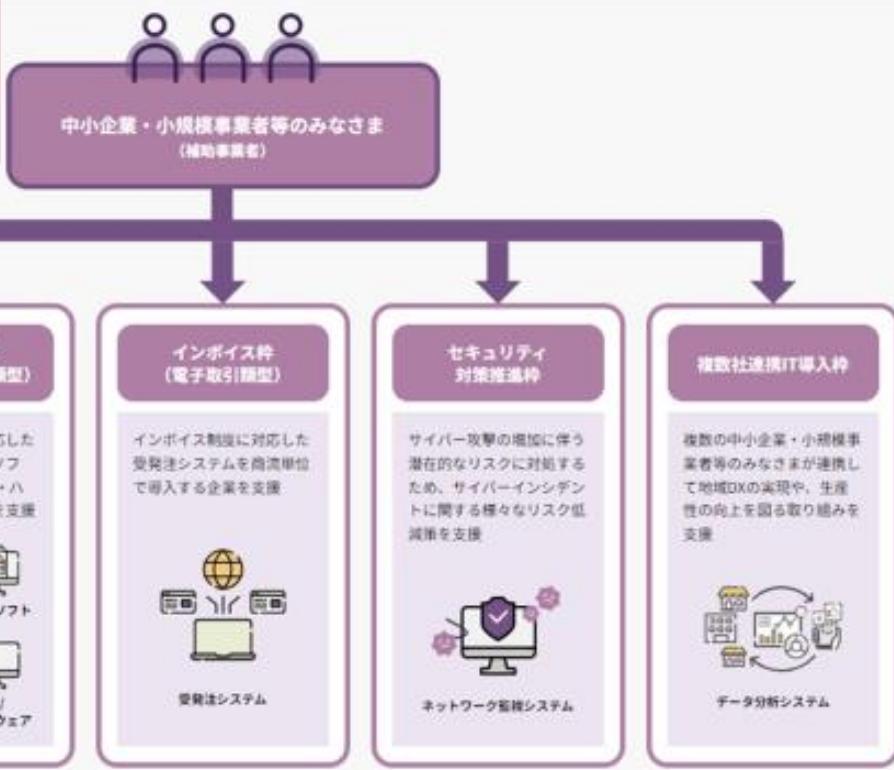
①IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

IT導入補助金のしくみ



**ICT関係は『通常枠』で応募
3次元データ作成のための
ソフトウェア、保守、サポート等
の導入費に適用**

申請枠の種類



「IT導入補助金2025」HPより

- ・労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援する補助金
- ・対象となるITツール(ソフトウェア、サービス等)は事前に事務局の審査を受け、**補助金HPに公開(登録)されているもの**※1
- ・また、**相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象**に含まれる
- ・補助金申請者は、IT導入補助金事務局に登録された**「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請**することが必要※1

※1 複数社連携IT導入枠を除く

事業スケジュール

2025年の申請期間【通常枠】

全体募集期間

2025年3月31日(月)～

【第1次締切日】

2025年5月12日(月)

【第2次締切日】

2025年6月16日(月)

【第3次締切日】

2025年7月18日(金)

【第4次締切日】

2025年8月20日(水)

【第5次締切日】

2025年9月22日(月)

【第6次締切日】

2025年10月31日(金)

【第7次締切日】

2025年12月2日(火)

<https://it-shien.smrj.go.jp/schedule/>

①IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

【通常枠】 <https://it-shien.smrj.go.jp/schedule/>

「IT導入補助金2025」HPより

一 6次締切分

締切日

2025年10月31日（金）17:00

交付決定日

2025年12月11日（木）（予定）

事業実施期間

交付決定～2026年5月29日（金）17:00（予定）

事業実績報告期限

2026年5月29日（金）17:00（予定）

一 7次締切分

締切日

2025年12月2日（火）17:00

交付決定日

2026年1月20日（火）（予定）

事業実施期間

交付決定～2026年7月31日（金）17:00（予定）

事業実績報告期限

2026年7月31日（金）17:00（予定）

①IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

【通常枠】 「IT導入補助金2025」HPより

＜活用イメージ・補助率等＞ (赤字は令和6年度補正予算での拡充点)

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用） に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化			クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分） (※1)
補助額	・ITツールの業務プロセスが1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円 ～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者(※2):2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

(※1) (独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

ITツール等の導入費用を支援！
 ・業務の効率化
 ・DXの推進等

3次元データ作成のための
 ・ソフトウェア、保守、
 サポート等の導入費

※ ソフトウェア等を導入
 300万円分
 ↓
 約150万円の補助

申請手続きフロー



STEP
02



GビズIDの取得

SECURITY ACTION宣言実施

GビズIDプライムの取得

交付申請の要件にはGビズIDプライム（ID・パスワード等）が必要となります。GビズIDプライムをお持ちでない場合は「GビズID」ホームページより取得をお願いします。

※GビズIDプライム発行までの期間は、おおむね2週間となっております。早めの申請手続きをお願いします。

GビズID

SECURITY ACTIONについて

交付申請の要件にはGビズIDプライム取得に加えて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言が必要になります。この宣言は、中小企業・小規模事業者等のみなさま自らが、情報セキュリティ対策に取組むことを自己宣言する制度で、「★一つ星」または「★★二つ星」を宣言することを要件としています。交付申請作成時に宣言済アカウントIDの入力が必要となります。

※SECURITY ACTIONの宣言済アカウントID発行までの期間は、おおむね2~3日となっております。早めの自己宣言申し込みをお願いします。

SECURITY ACTION

「IT導入補助金2025」HPより

SECURITY ACTIONとは

中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度

SECURITY ACTIONとは

中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。

「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」の実践をベースに2段階の取り組み目標を用意しています。



1段階目「一つ星」

「情報セキュリティ 5か条」に取組むことを宣言

1. OSやソフトウェアは常に最新の状態にしよう！
2. ウイルス対策ソフトを導入しよう！
3. パスワードを強化しよう！
4. 共有設定を見直そう！
5. 魔惑や攻撃の手口を知ろう！



2段階目「二つ星」

「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、

「情報セキュリティ基本方針」を定め、外部に公開したこと

を宣言

GビズID



SECURITY ACTION



STEP
03



IT事業者の選定 ITツールの選定

補助金の交付申請を行う準備として、まずは自社の業種や事業規模、経営課題に沿って、IT導入支援事業者と導入したいITツールを選定します。

ITツール検索

STEP
04



交付申請

IT導入支援事業者との間で商談を進め、交付申請の事業計画を策定します。その後、中小企業・小規模事業者等のみなさまの交付申請は、以下の流れで行います。

非補助金交付申請の受付開始は3月末を予定しております。

IT導入支援事業者と
共同作成

- 1 IT導入支援事業者から「申請マイページ」の招待を受け、代表者氏名等の申請者基本情報を入力する。
- 2 交付申請に必要となる情報入力・書類添付を行う。
- 3 IT導入支援事業者にて、導入するITツール情報、事業計画書を入力する。
- 4 「申請マイページ」上で入力内容の最終確認後、申請に対する宣誓を行い事務局へ提出する。

複数社連携IT導入枠については、申請フローや交付決定後の手続きが異なるため、以下の「IT導入補助金2025 公募要領 複数社連携IT導入枠」の「3.交付申請方法」より詳細をご確認の上、登録・申請をお願いします。

複数社連携IT導入枠の公募要領

【参考】申請要件の例(IT導入補助金2025 公募要領(通常枠)一部抜粋)

(イ)交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。

(ク)補助事業者の労働生産性について、以下要件を全て満たす3年間の事業計画を策定し実行すること。

- 一 1年後に労働生産性を3%以上向上させること。
- 二 事業計画期間において労働生産性を年平均成長率を3%以上とすること。
- 三 労働生産性の向上の目標が実現可能かつ合理的であること。

(ケ)IT導入支援事業者と確認を行ったうえで、生産性向上に係る情報(営業利益、人件費、減価償却費、従業員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)等)を事務局に報告すること。

【参考】IT導入補助金2025 加点項目一覧(IT導入補助金2025)

■IT導入補助金2025 加点項目一覧

加点項目	通常枠
地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画	<input type="radio"/>
地域未来牽引企業	<input type="radio"/>
クラウドを利用したITツール導入の検討	<input type="radio"/>
インボイス対応ITツール導入の検討	<input type="radio"/>
賃上げの事業計画の策定、従業員への表明、事業計画の達成	<input type="radio"/>
SECURITY ACTIONの「★★ 二つ星」の宣言を行っていること	<input type="radio"/>
国の推進するセキュリティサービスを選定しているか	<input type="radio"/>
デジタル化支援ポータルサイト「デジwith」における「IT戦略ナビwith」を行っていること※	<input type="radio"/>
健康経営優良法人2025	<input type="radio"/>
くるみん・えるぼし認定	<input type="radio"/>
成長加速マッチングサービス	<input type="radio"/>

※「デジwith」および「IT戦略ナビwith」は2025年4月1日(火)10時00分からホームページが公開されます。 本加点を受ける場合は、ホームページ公開後に「IT戦略ナビwith」を実施しIT導入補助金を申請してください。

<「デジwith」ホームページのURL> <https://digiwith.smrj.go.jp/>

①IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

STEP 05  交付決定
交付申請内容の審査が完了すると、交付決定通知がされます。通知を受けた申請者は補助事業者となり、補助事業を開始することができます。

STEP 06  ITツールの発注・契約・支払い
交付申請を完了し、事務局から「交付決定」を受けた後に、ITツールの発注・契約・支払い等を行なうことができます。

【重要】
必ず、**交付決定後に**
ソフトウェア等を導入
交付決定前に発注・
契約等を行った場合
は、補助金の交付を
受けられません。

STEP 07  事業実績報告
補助事業の完了後、実際にITツールの発注・契約・納品・支払い等を行なったことが分かる証憑を提出します。証憑の提出は、以下の流れで行います。

- ① 中小企業・小規模事業者等のみなさまが「申請マイページ」から事業実績報告に必要な情報を入力及び証憑の添付を行い、事業実績報告を作成する。
- ② 事業実績報告が作成された後、IT導入支援事業者が内容の確認及び必要な情報の入力を行う。
- ③ 最終確認後、中小企業・小規模事業者等のみなさまが事務局に事業実績報告を提出する。

事業実施・実績報告の手引きはこちら 

重要

事業が適正に行われなかった場合や、実績報告期間中に正しく実績報告が行われなかった場合、補助金の交付を受けることができませんので十分にご注意ください。
実績報告が提出されるまでにすべてのITツールにおいて「事業」が完了し、ITツールの利用・運用が開始されている必要があります。

STEP 08  補助金額の確認・承認
補助事業者は申請マイページから確定検査の結果・補助金交付決定額を確認し、内容に相違なければ承認を行います。承認にはSMS認証が必要です。

【重要】
承認が行われない場合、補助金が
交付されません。
確定検査の内容に相違が無い場合、必ず承認を行ってください。

重要
場合、補助金が交付されません。
相違が無い場合、必ず承認を行ってください。

STEP 09  事業実施効果報告
事業実施効果報告は、定められた期間内に補助事業者が「申請マイページ」より必要な情報を入力し、IT導入支援事業者の確認を経て、提出します。

⊕ 決定目標に定められた要件の達成が必須となる2023年度通常枠B類型又は2024年度及び2025年度通常枠4プロセス以上において、以下の場合には補助金の全部又は一部の返還を求めます。（交付規程第9条第6項第4号に該当する事業者は適用外とします。）

- ・交付規程第9条第6項の規定を満たさないことを事務局が確認した場合
- ・効果報告期間内に報告がない及び報告が完了しなかった場合
- ・効果報告前及び算上目標に定められた要件の達成状況判定前に本事業を終了した場合

⊕ 以下に該当する場合は、辞退手続きを行う必要があります。申請マイページより辞退届を提出してください。

- ・本事業において導入したITツールを解約・利用停止した場合（複数のITツールを導入し、そのうちの一部を解約する場合であっても、実施している補助事業の辞退とみなします。）
- ・廃業・倒産・事業廃止・事業譲渡・吸収合併等により補助事業を取りやめた場合

⊕ 辞退届については「後年手続きの手引き」をご確認ください。

【重要】
事業が適正に行われなかった場合、実績報告期間中に正しく実績報告が出来なかった場合は、
補助金の交付を受けられません。

※事業実施報告における注意点

ITツールを解約・利用停止した場合、補助事業を取りやめた場合、目標に定められた要件の達成状況判定前に事態した場合、事業実施報告が未報告又は計画未達の場合は、**補助金の返還、是正措置などの対応**がとられる場合がある。

①IT導入補助金(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

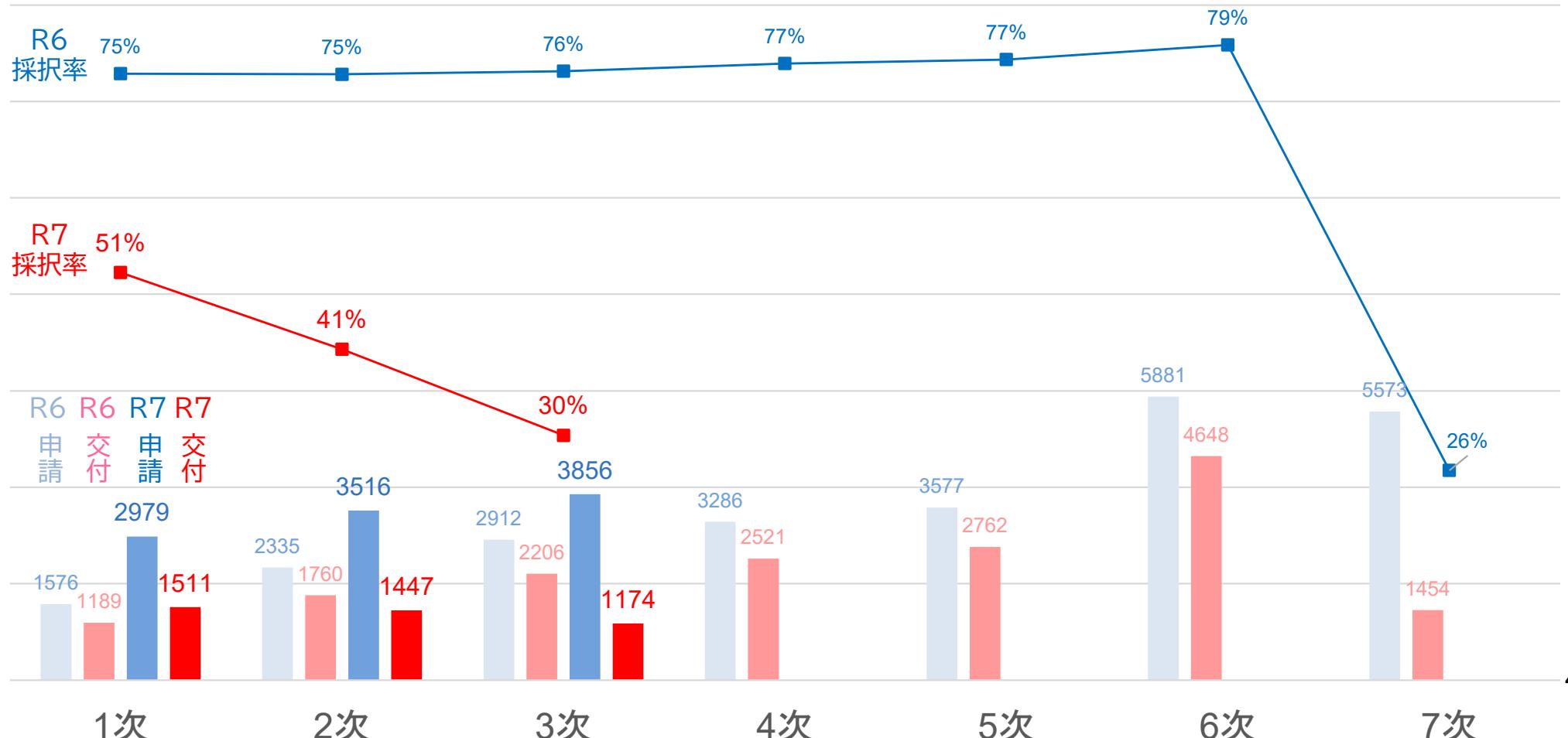
参考

令和7年公募締切日等(令和6年)

「IT導入補助金2024・25」HP掲載資料より集計

	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次
公募開始日				令和7年3月31日(令和6年2月16日)			
受付開始日				令和7年3月31日(令和6年2月16日)			
申請締切日	令和7年5月12日 (令和6年3月15日)	令和7年6月16日 (令和6年4月15日)	令和7年7月18日 (令和6年5月20日)	令和7年8月20日 (令和6年6月19日)	令和7年9月22日 (令和6年7月19日)	令和7年10月31日 (令和6年8月23日)	令和7年12月2日 (令和6年10月15日)

申請数・交付決定数(通常枠)
2024年(R6)・2025年(R7)



【第21次公募】

公募要領は、2025年7月25日より公開されています。

1. 補助事業の目的

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「本補助金」という。）は、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者等」という。）が今後複数年にわたる相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業（以下「本事業」という。）のために必要な設備投資等に要する経費の一部を補助する事業（以下「本補助事業」という。）を行うことにより、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。

2. 補助事業の概要

中小企業者等の生産性向上や持続的な貢上げに向けた、革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等を支援します。

ICT施工に関する下記機器等に適用可能

- ①3次元計測機器(レーザースキャナ等)
- ②3次元設計データ作成ソフトウェア
- ③ICT建設機械及び後付けのマシンガイダンス(MG)キット
- ④3次元出来形管理ツール 等

2.3 補助対象事業

2.3.1 補助対象事業枠

A) 製品・サービス高付加価値化枠

概要	革新的な新製品・新サービス開発 ^① の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ※ 革新的な新製品・新サービス開発とは、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することをいいます。 本補助事業では、単に機械装置・システム等を導入するにとどまり、新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象事業に該当しません。 また、業種ごとに同業の中小企業者等（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している新製品・新サービスの開発は該当しません。	
補助上限額 (補助下限額 100万円)	従業員数 5人以下	750万円
		6~20人 1,000万円
		21~50人 1,500万円
		51人以上 2,500万円
補助率	中小企業 1/2、小規模企業・小規模事業者及び再生事業者 ^{②/3} ※ 本事業における再生事業者の定義は、別紙4のとおりです。	
補助事業実施期間	交付決定日から 10か月（ただし採択発表日から 12か月後の日まで）	
補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費	

2.3.2 特例措置

C) 大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例

概要	大幅な賃上げに取り組む事業者について、従業員数規模に応じて補助上限額を引上げ ※ 各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。	
補助上限額引上げ額	従業員数 5人以下	各補助対象事業枠の補助上限額から最大 100万円
	6~20人	各補助対象事業枠の補助上限額から最大 250万円
	21~50人	各補助対象事業枠の補助上限額から最大 1,000万円
	51人以上	各補助対象事業枠の補助上限額から最大 1,000万円

D) 最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例

概要	所定の賃金水準の事業者が最低賃金の引上げに取り組む場合、補助率を引上げ ※ 常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可。
----	---

基本要件に関する注意事項

注意事項 1 目標値の設定

- 基本要件①②③について、**申請者自身で設定した目標値を達成する必要があります。**
- 事業計画策定にあたっては、下表の基準値以上の目標値を設定してください。
- 従業員数が0人の場合は目標値の設定ができないため**本補助金に申請できません**。

基本要件の種類	基準値	達成する時点
①付加価値額の増加要件	年平均成長率+3.0%以上	3-5年の事業計画期間最終年度
②賃金の増加要件	給与支給総額 従業員及び役員の年平均成長率+2.0%以上	3-5年の事業計画期間最終年度
	1人あたり 給与支給総額 従業員及び役員の事業実施都道府県における 最低賃金の直近5年間の年平均成長率※以上 ※P9「都道府県別最低賃金年平均成長率」をご参照ください。	
③事業所内最低賃金水準要件	事業実施都道府県の最低賃金+30円以上	3-5年の事業計画期間中、毎年

<「②賃金の増加要件」の目標値の設定及び達成に関する補足>

- 給与支給総額及び1人あたり給与支給総額について、従業員及び役員がいずれも基準値以上となる目標値を設定してください。
- 給与支給総額及び1人あたり給与支給総額の少なくともいずれか一方が達成しないと返還が生じますので十分に取り組んでください。

注意事項 2 目標値の表明

- 申請者自身で設定した目標値を、**全ての従業員又は従業員代表者、役員に表明する必要があります**。
- 交付申請時までに表明してください。
- 表明がされていなかった場合、交付決定取消し、補助金返還を求める

実現可能性を十分に踏まえた事業計画を策定し、高い目標値を設定のうえ、達成することが重要です。

特例措置要件（1）：大幅な賃上げの目標値設定

注意事項1 目標値の設定

- 申請者は、自身で設定した目標値を達成する必要があります。
- 事業計画策定にあたっては、下表の基準値以上の目標値を設定してください。**
- 一人あたり給与支給総額についての特例措置要件はありません。
- 給与支給総額については、事業計画最終年度において目標値を達成してください。
- 事業所内最低賃金については、事業計画期間中、毎年、目標値を達成してください。
- 自分で設定した目標値を達成できなかった場合、事業計画最終年度終了後に一部あるいは全額の返還が生じますので十分に取り組んでください。

特例措置要件の種類	基準値	達成する時点
給与支給総額	年平均成長率+6.0%	3-5年の事業計画期間最終年度
事業所内最低賃金	事業実施都道府県の最低賃金+50円	3-5年の事業計画期間中、毎年

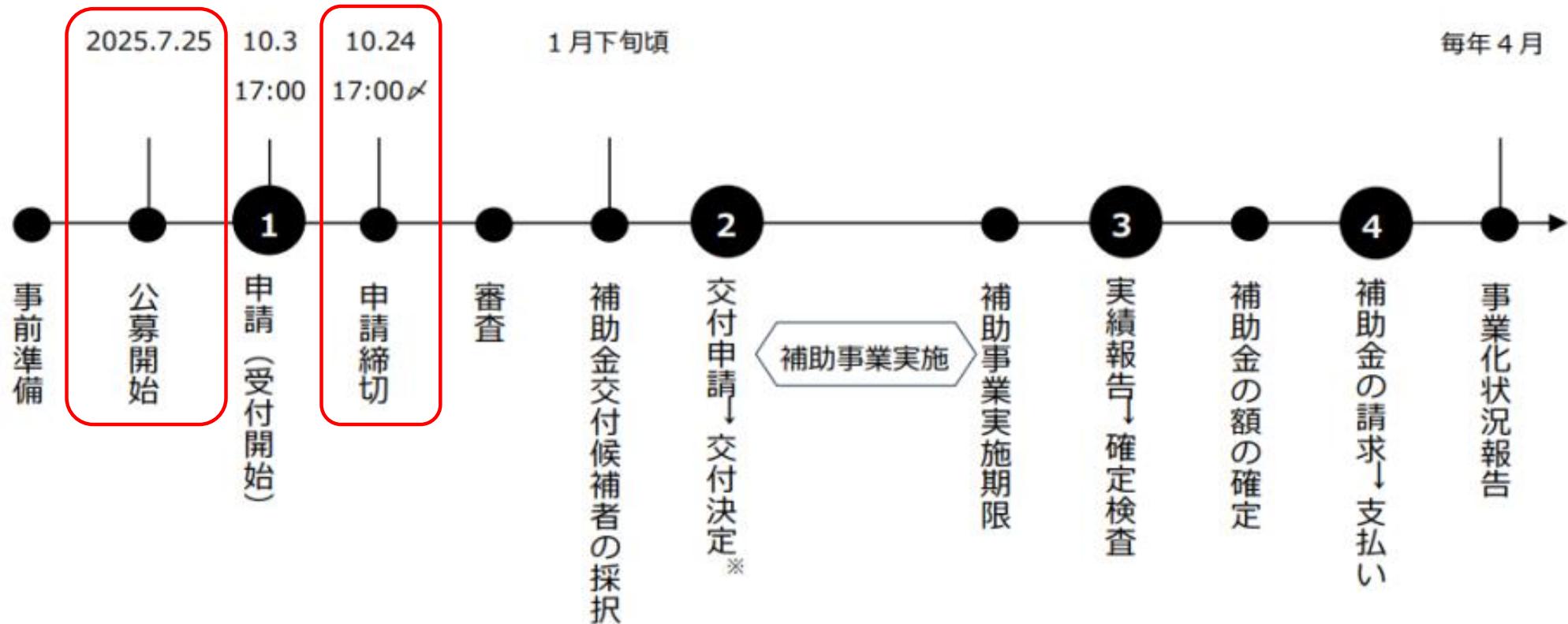
注意事項2 目標値の表明

- (1)については、**申請者自身で設定した目標値を全ての従業員又は従業員代表者、役員に表明する必要があります。**
- 交付申請時までに表明してください。
- 表明がされていなかった場合、交付決定取消し、補助金返還を求めます。

実現可能性を十分に踏まえた事業計画を策定し、高い目標値を設定のうえ、達成することが重要です。

第21次公募

2.2 補助事業の流れ



【参考】事業化状況報告のタイミング

- 補助事業を実施し、補助金の額の確定を受けると、その後5年間6回の事業化状況報告が必要となります。
- 報告年の2月末までに額の確定を受けた場合、第1回目の報告は、その年の4月～5月です。
- 毎年の報告では、報告年前年の3月～報告年の2月までの間に確定した決算内容（給与支給総額等）が求められます。そのため3月決算の場合は前年の3月決算（基準年度の決算）の内容を報告することとなるため、第1回目では決算内容の報告は不要となります（事業所内最低賃金の報告のみとなります）。

※以下はあくまで参考例であり、当てはまらない場合もありますのでご注意ください。

(例1) 決算月が2月で、額の確定を8年2月に受けた場合



(例2) 決算月が3月で、額の確定を8年2月に受けた場合



(例3) 決算月が3月で、額の確定を8年3月に受けた場合



「ものづくり補助金総合サイト」より

提出書類

※●は該当者のみ

提出書類	内容	提出方法
基本情報	事業者情報、常時使用する従業員数、補助金等交付実績、事業内容、経費明細、資金調達計画、加点申請項目等	システム入力
●次世代法一般事業主行動計画公表の確認	自社で策定した一般事業主行動計画が掲載されている、厚生労働省「両立支援のひろば」のURL	システム入力
事業計画書	参考様式を踏まえて作成したものをシステムに入力してください。(補足の図や画像はpdf)	システム入力
補助経費に関する誓約書	国の他の補助金若しくは委託費との重複がないこと等の誓約書	システム入力
賃金引上げ計画の誓約書	従業員に対する賃金引き上げの誓約書	システム入力
決算書等	(法人)直近2期分の貸借対照表、損益計算書等 (個人)直近2期分の確定申告書	PDF添付
従業員数の確認資料	(法人)法人事業概況説明書の写し (個人)収支内訳書又は青色申告決算書の写し	PDF添付
●再生事業者に係る確認書	再生事業者であることを証明する書類	PDF添付
●大幅な賃上げ特例に係る計画書	大幅な賃上げに取り組むことができる妥当性等を記載した計画書	PDF添付
●最低賃金引上げ特例に係る状況の確認資料	2023年10月から2024年9月までの間の対象となる任意の3か月分の事業所内の最低賃金近傍での雇用状況が確認できる資料(所定様式)	PDF添付
●資金調達に係る確認書	金融機関から資金調達を受けたことが確認できる書類(所定様式)	PDF添付
●海外事業の準備状況を示す書類	事業内容によるので、公募要領をご確認ください。	PDF添付
●加点関係資料	加点項目によるので、公募要領をご確認ください。	-

事業計画作成のポイント

審査項目を意識

技術面－製品やサービスの開発が革新的であるか？

課題解決の方法が明確で具体的か？

事業化面－事業化の方法・スケジュール等が具体的か？

製品・サービスの市場性はあるか？

企業の収益性・生産性は向上するか？

政策面－地域経済への貢献など、国の政策に合致しているか？

審査項目は公募要領に記載されているので、必ず内容を確認してください。採択されるためには、**審査項目を満たすことが重要です。**

加点項目を確認

ものづくり補助金には「加点項目」があります。

(年度によって変更あり)

最大6項目について加点の申請を行うことが可能。

各要件に合致した場合のみ加点されます。

加点項目を満たすことで、採択される可能性が高まります。
ものづくり補助金の事業計画作成ともに加点項目を確認してください。
減点項目もあるので注意が必要です。

専門家のアドバイス

不明な点がある場合は、専門家等のアドバイスを受けることも可能
例えば、商工会議所・商工会等への相談、専門家派遣制度などの
利用も一つの方法です。

※本補助事業の申請に際して認定経営革新等支援機関や専門家等
(以下「事業計画書作成支援者」という。)の支援を受ける場合には、
事業者による事業の遂行や計画達成を企図しない不適切な業者等
に注意してください。

事業計画書は事業者の責任で必ず作成してください。
専門家は事業者が考える事業計画のア
ドバイスを行い、事業計画書の作成を
支援する立場です。

②ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)

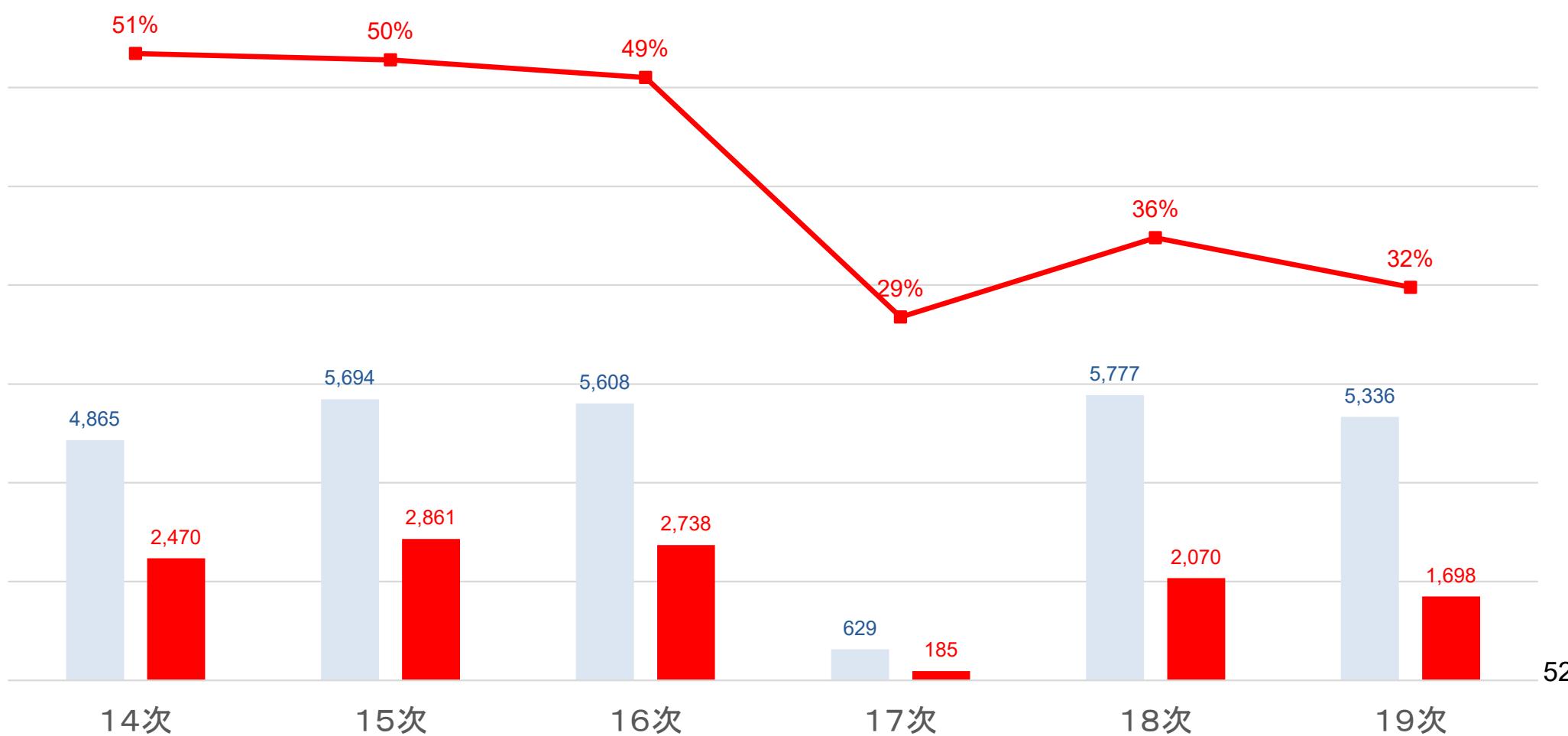
参考

過去の公募締切日等

「ものづくり補助金総合サイト」掲載資料より集計

	14次	15次	16次	17次	18次	19次
公募開始日	令和5年1月11日	令和5年4月19日	令和5年7月28日	令和5年12月27日	令和6年1月31日	令和7年2月14日
申請開始日	令和5年3月24日	令和5年5月12日	令和5年8月18日	令和6年2月13日	令和6年3月11日	令和7年4月11日
申請締切日	令和5年4月19日	令和5年7月28日	令和5年11月7日	令和6年3月1日	令和6年5月9日	令和7年4月25日

申請数・採択者数



応募・交付申請は随時受け付けています。
申請にあたっては、最新の情報を確認してください。

簡易で即効性のある
省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例 ▶

どんどん追加中!



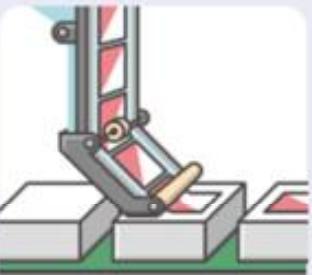
清掃ロボット



券売機



無人搬送車(AGV・AMR)



オートラベラー



5軸制御マシニングセンタ



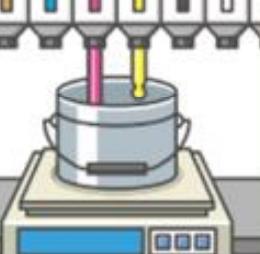
スチームコンベクションオーブン



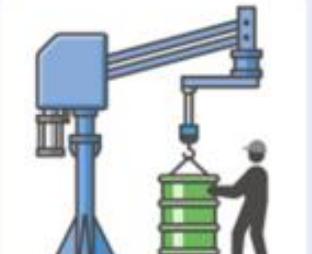
配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換
えであっても申請可能です。

事業目的

応募・交付申請は随時受け付けています。
申請にあたっては、最新の情報を確認してください。

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、
IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、
簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や**生産性向上を図るとともに、
賃上げにつなげること**を目的とします。

制度概要

事業名称 中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）

補助対象者 人手不足の状態にある中小企業等

補助率等 カタログに掲載された製品が補助対象となります。また、補助上限額は従業員数ごとに異なります。

補助対象	補助上限額		補助率
補助対象として カタログに登録された 製品等	従業員数5名以下	200万円（300万円）	1/2 以下
	従業員数6～20名	500万円（750万円）	
	従業員数21名以上	1,000万円（1,500万円）	

制度概要

事業名称 中小企業省力化投資補助事業

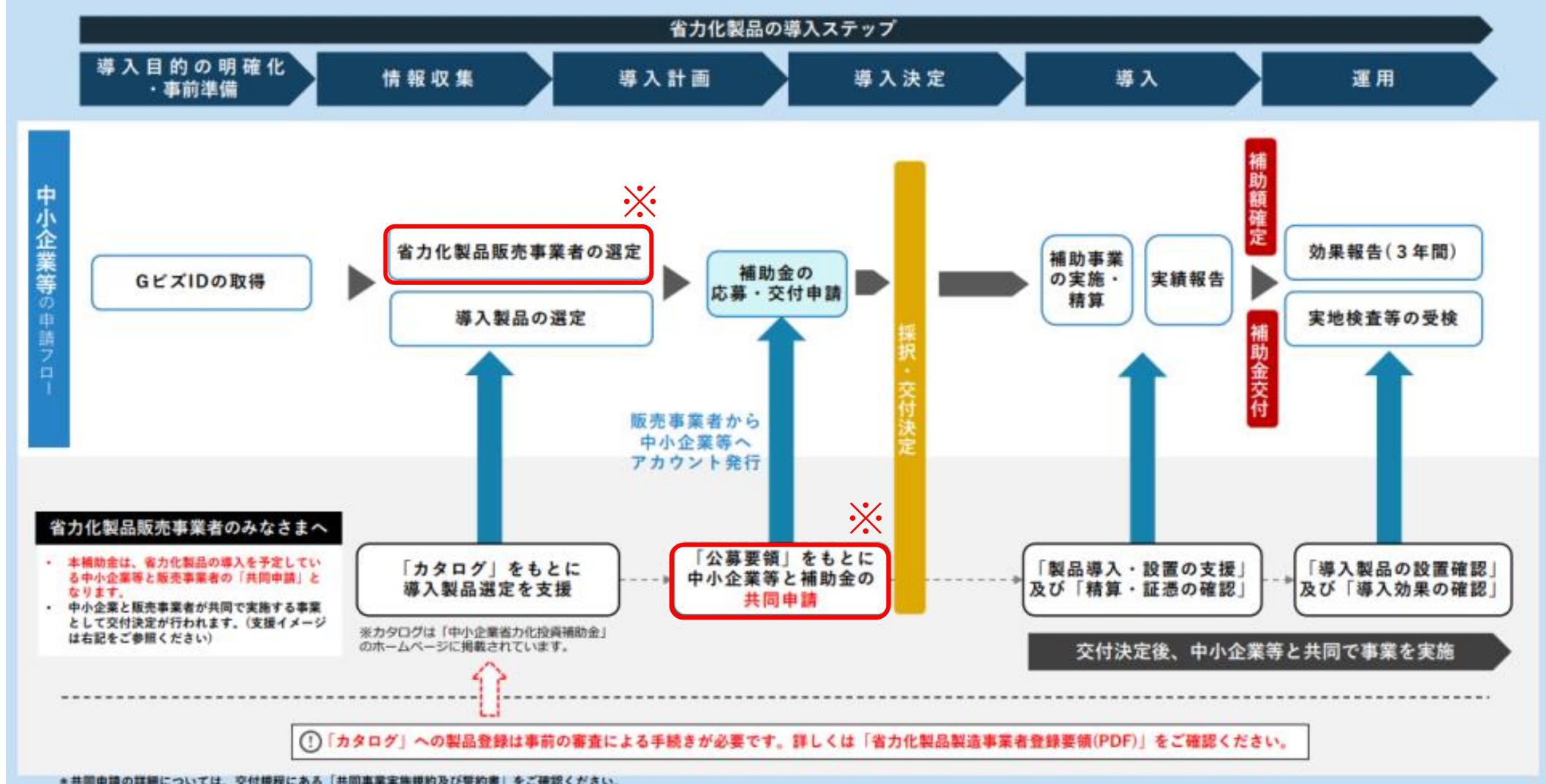
補助対象者 人手不足の状態にある中小企業等

補助率等 カタログに掲載された製品が補助対象となります。また、補助上限額は従業員数ごとに異なります。

補助対象	補助上限額	補助率
補助対象として カタログに登録された 製品等	従業員数5名以下	1/2 以下
	従業員数6~20名	
	従業員数21名以上	

半貸上げ要件を達成した場合、() 内の値に補助上限額を引き上げ

中小企業省力化投資補助金の申請フロー



● 応募・交付申請

応募・交付申請は、「中小企業等」と「販売事業者」が共同で行います。

中小企業等は申請マイページ、販売事業者は販売事業者ポータルを用いて、それぞれ必要項目の入力や必要書類の添付等を行い、申請システムを通じて事務局へ申請を行ってください

● 応募・交付申請の事前準備

申請を行うにあたり、事前準備が必要です。事前準備をしたうえで申請を開始してください。

補助金申請は販売事業者と共同で事業計画を策定し、共同申請

1. 事業計画の策定

- 中小企業等はカタログから導入したい省力化製品とその製品を取り扱う販売事業者を選択し、販売事業者に本事業の申請を行いたい旨を連絡します。
- 打診を受けた販売事業者は、当該中小企業等及びその事業計画が公募要領4-1. 及び4-2. の要件に合致していることを確認するとともに、両者が共同で申請を行うことに同意し、事業計画の策定を行います。

2. GビズIDプライムの取得

- 本事業に申請するにはGビズIDプライムの取得が必要です。中小企業等は事前にGビズIDプライムの登録を済ませ、ID・パスワードを準備してください。

GビズIDとは

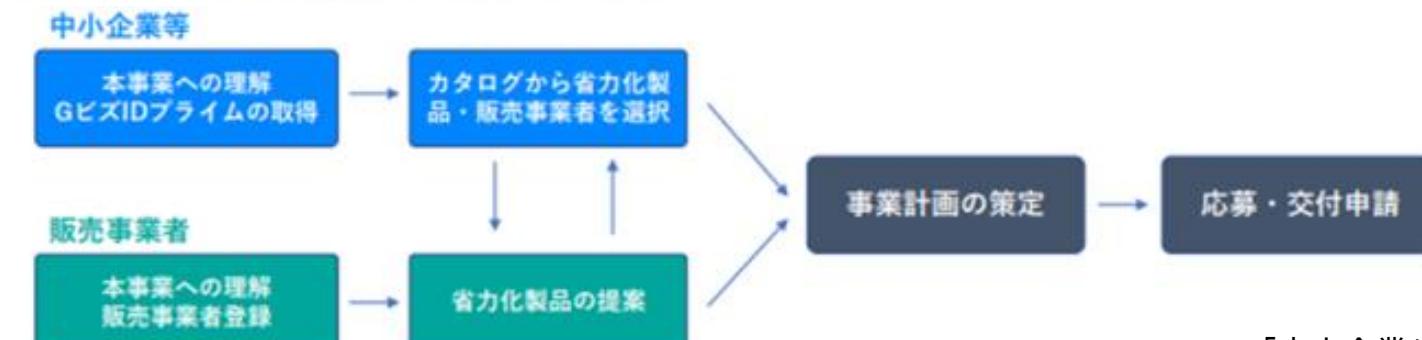
行政サービスで、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスを利用できる法人・個人事業主向け共通認証システムです。

GビズID HP <https://gbiz-id.go.jp/top/>

3. 応募・交付申請に必要な情報、書類の取得

- 応募・交付申請には必要な情報や書類があります。本手引きにて必要な内容を確認し、事前に準備のうえ申請を行ってください。

● 応募・交付申請を行うまでの流れ



③中小企業省力化投資補助金【カタログ注文型】

カタログに掲載されているICT関連機器

測量機器				
2-7-1	測量機（自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション）	32	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査 119
2-7-2	地上型3Dレーザースキャナー	11	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査 121
2-7-3	GNSS測量機（RTK）	28	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査 123
高機能建設機械				
2-8-1	マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル	5	建設業	施工 125
2-8-2	チルトローテータ付ショベル	0	建設業	施工 127

※製品カテゴリ毎に登録されている。

製品カテゴリ	登録製品数	対象業種	対象業務プロセス
2-7-2 地上型3Dレーザースキャナー	11件	建設業、専門・技術サービス業	調査・測量、施工、検査

製品カテゴリの概要
スキャナーから照射されたレーザーによって、離れた位置から非接触、ノンプリズムで大量点群データを取得し対象物の空間位置情報を取得するシステム。
本機を三脚等に固定して計測する地上型3Dレーザースキャナー（TLS）。
主に利用が想定される中小企業 測量及び検査業務等を行う事業者。
省力化効果 地上型3Dレーザースキャナーを用いた作業手法では、レーザーを利用して計測範囲全周の地物や構造物を一度に詳細な座標値として点群データで取得できる。計測効率の比較では、1haのエリアを対象とし、TLSと回数の測点を測定する場合、トータルステーション（TS）では約2,500点の計測に400分を要する。一方、地上型3Dレーザースキャナーを使用することで、同じ範囲を約100分で計測することが可能となる。
価格と導入費用（目安） 500万円程度からで導入可能。



製品カテゴリ	登録製品数	対象業種	対象業務プロセス
2-8-1 マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル	5件	建設業	施工

製品カテゴリの概要
オペレータをガイダンスでサポートするマシンガイダンス機能、または建設機械を半自動で操縦するマシンコントロール機能を備えたショベル。
※参考：マシンガイダンス機能とマシンコントロール機能の違い マシンガイダンス機能とは、位置計測装置（測量機または人工衛星）を用いて建設機械の位置情報を計測し、施工箇所の設計データと現地データとの差分をオペレータに提供するシステムである。
マシンコントロール機能とは、上記の差分に基づき操作を半自動制御するシステムである。
主に利用が想定される中小企業 測量、建設、土木関連の事業者。
省力化効果 マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベルは、施工現場での省力化と施工時間の短縮に大きく貢献する装置である。2Dおよび3D機能を搭載した建機はいずれも、以下の2つの側面で効果を発揮する。 1つ目は、掘削作業に必要な測量人数の削減である。位置計測技術により、従来複数人で行っていた測量作業を大幅に簡略化できる。 2つ目は、掘削時間の短縮と効率化である。設計データを基に掘削精度が向上し、作業のやり直しが減少することで全体の効率が向上する。これらの機能により、作業負担の軽減と施工スピードの向上が同時に実現し、大幅な省力化効果が期待される。
価格と導入費用（目安） 2,000万円～3,000万円程度から導入可能。



※カタログに掲載される製品は隨時更新されますので、カタログの更新情報等にご留意ください。

● 事業計画の策定

本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組む事業であって労働生産性の向上目標及び補助対象要件を満たす事業計画に基づいて行われるものと補助対象とします。

中小企業等と販売事業者は事業計画を策定し、その内容について応募・交付申請をしてください。

● 労働生産性の向上目標の要件

中小企業等は、労働生産性の向上計画を策定し応募・交付申請で計画を申請します。

3年分の計画数値を応募・交付申請時に申請してください。

■ 向上目標の要件

期間：補助事業終了後毎年3年間

計画：毎年、応募・交付申請時と比較して労働生産性を年平均成長率(CAGR)3.0%以上向上させる

● 人手不足であることの確認

中小企業等は、人手不足である理由をいずれか1つ選択し、それぞれの理由に必要となる書類を提出してください。

人手不足に該当しない場合、申請の対象とはなりません。

■ 人手不足の理由についての選択

- ① 限られた人手で業務を遂行するため、直近1ヶ月の従業員の平均残業時間が月30時間を超えている。
- ② 整理解雇に依らない離職・退職によって従業員数が前年度比で5%以上減少している。
- ③ 採用活動を行い求人を掲載したものの、充足には至らなかった。

提出書類 上記で選択した内容により提出書類が異なります。

- ① 【指定様式】時間外労働時間※
 - ② 【指定様式】従業員減少の確認用※
 - ③ 求人募集したことを証明する書類(現在掲載しているまたは直近1年以内に掲載していたもの)
- ※【指定様式】は事務局が定める様式を事務局ホームページからダウンロードして使用してください。

- ④ その他、省力化を推し進める必要に迫られている。

①～③のいずれにも該当しないが省力化を推し進める必要性に迫られている場合、その理由について具体的かつ合理的な説明が必要です。
応募・交付申請の入力欄にて詳細に説明をしてください。

なお、④を選択した場合、省力化投資の必要性をより厳格に審査するため、採択結果の通知が大幅に遅れる可能性があります。

● 省力化を進めるための事業計画

中小企業等と販売事業者は、カタログから選んだ製品を用いて、労働生産性の向上目標を達成する見込みの事業計画を作成し、事業計画の申請にあたり（1）～（3）の3点を応募・交付申請時に説明してください。

（1）導入製品の使用方法について

中小企業等が入力します。

①使用者、②使用場所、③使用時間、④使用目的を入力し、その説明をしてください。

以下の観点を踏まえ、①～④を用い、省力化製品の使用方法及び導入計画を文章にて説明してください（200文字程度）

- ・省力化製品をどの業務にて使用するのか
- ・現在行っているどのような業務を、今後省力化製品が担うことになるのか。
- ・省力化製品を具体的にどのように使用するのか。
- ・現在どのような状況下にあり省力化製品を必要としているのか。
- ・現在の人手不足が、省力化製品を導入することによりどのように改善されていくのか。

（2）省力化により既存業務から抽出できると期待される時間・人員の使途

中小企業等が入力します。

選択リストから当てはまるものを選択し選択した内容について200文字程度で説明してください。

- ①今後の従業員の減少に対する業務維持（時短営業の回避など）のため
- ②従業員の負担軽減のため
- ③新規の受注獲得・業務拡大のため
- ④その他

選択リストから選択した①～④の内容をより具体的に文章にて説明してください。（200文字程度）

現在の労働環境や抱える課題等、省力化製品に置き換わる前の業務実態について説明し、更に①～③で選択した、時間・人員の使途について詳しく説明してください。

※なお、省力化により従業員を解雇することは本事業の目的に反しております。

（3）製品の導入により期待される省力化の効果

販売事業者が作成、添付をします。

販売事業者は【指定様式】省力化効果判定シートをダウンロードし、必要事項を入力のうえ応募・交付申請時に添付してください。導入する省力化製品のカテゴリ及び業種ごとにシートが異なります。

特に、既に別の機器が行っている業務を今回申請する機器で行う（機械の置き換えを行う）場合は、事業計画（1）の申請において、置き換えにより得られる省力化効果を具体的に記載してください。

（例）「○○機能が追加された製品に置き換えることで、△△にかかる時間が××分短縮される」等

※置き換えによる省力化効果が認められない場合は不採択となります。

● 賃金引き上げ目標 (補助上限額の引き上げを希望し大幅な賃上げを行う中小企業等)

補助上限額の引き上げを希望する中小企業等は、応募・交付申請時に賃金引き上げについての申告をし、給与支給総額の入力を行ってください。

給与支給総額とは

全従業員（非常勤を含む）に支払った給与（所定内給与のみ、賞与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は含まない。）とします。

応募・交付申請時点の直近月1か月分を入力してください。

■ 賃上げの目標

- (a)事業場内最低賃金を45円以上増加させること
- (b)給与支給総額を6%以上増加させること

応募・交付申請時と比較して

双方を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定し、賃金引き上げ計画を従業員に表明することが必要となります。

■ 提出書類 賃金引き上げを行う際には書類の提出が必要です。

(a)事業場内最低賃金を45円以上増加させること

●応募・交付申請時

「交付申請時点の直近月の最低賃金者の賃金台帳」

●実績報告時「実績報告時点の直近月の最低賃金者の賃金台帳」

(b)給与支給総額を6%以上増加させること

●応募・交付申請時 書類の提出はありません。※計画値の入力のみ。

●実績報告時「交付申請時点の直近月の全従業員の賃金台帳」

提出資料

提出書類		ファイル形式
全事業者共通		
【指定様式】従業員名簿（中小企業判定用）		Excel
財務諸表（前期・前々期の貸借対照表、損益計算書）		PDF
【指定様式】省力化効果判定シート 業販売事業者が添付		Excel
法人	個人事業主	ファイル形式
履歴事項全部証明書 発行から3ヶ月以内のもの	確定申告書の控え 第一表 直近1期分	PDF
法人税の納税証明書（その2）直近3期分	所得税の納税証明書（その2）直近1期分	PDF
【指定様式】役員名簿		Excel
【指定様式】株主・出資者名簿		Excel
人手不足 ※設問の回答によっていずれかの提出が必要		ファイル形式
【指定様式】時間外労働時間、【指定様式】従業員減少の確認用、求人募集したことを証明する書類のいずれか		Excel, PDF, JPEG, PNG
大幅な賃上げ対象者		ファイル形式
最低賃金者の賃金台帳		PDF

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、貢上げにつなげることを目的とします。

カタログ注文型と一般型の違い

カタログ注文型	一般型
簡易で即効性がある 省力化投資	投資内容 オーダーメイド性のある 多様な省力化投資
カタログに掲載された 省力化効果のある汎用製品	補助対象 個別現場の設備や事業内容に 合わせた設備導入・システム構築
最大1500万円	補助上限 最大1億円

③中小企業省力化投資補助金(一般型)

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

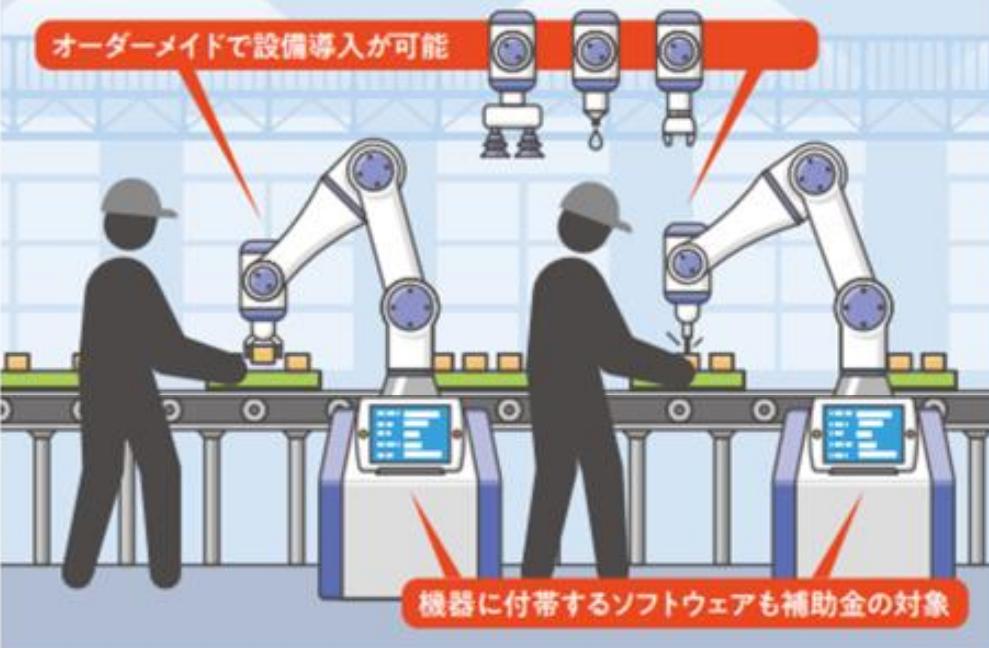
中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型 **NEW!**

補助率
中小企業 **1/2** | 小規模・**2/3**

補助上限額
最大**1億円**



- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指數などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

事業概要・基本要件・補助率等

事業概要	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者
基本要件	<p>① 労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加</p> <p>② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加</p> <p>③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</p> <p>④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※ 最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p>
	<p>(返還要件)</p> <p>基本要件②が未達の場合、未達率に応じて補助金を返還。</p> <p>ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として事業計画期間の過半数が営業利益赤字の場合などや、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還免除。</p> <p>基本要件③が未達の場合、「補助金額／計画年数」で補助金を返還。</p> <p>ただし、付加価値額が増加しておらず、かつ企業全体として当該事業年度の営業利益赤字の場合などや天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は返還免除。</p>

③中小企業省力化投資補助金(一般型)

補助上限額	<p>5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)</p> <p>(特例措置) 大幅賃上げ特例 (補助上限額を250~2,000万円上乗せ (上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。)) ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 ※ 上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模区別の補助上限額との差額について補助金を返還。</p>
補助率	<p>中小企業1/2、 小規模・再生2/3</p> <p>※ 補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3。 補助金額1,500万円を超える部分は1/3。</p> <p>(特例措置) 最低賃金引上げ特例 (補助率を2/3に引上げ (小規模・再生事業者は除く。)) 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</p>
事業実施期間	交付決定日から18か月以内 (採択発表日から20か月以内)
対象経費	機械装置・システム構築費 (必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費

スケジュール

「中小企業省力化投資補助金」HPより

公募回	公募開始日	申請受付開始日	公募締切日	採択発表日
第1回	2025年1月30日（木）	2025年3月19日（月）	2025年3月31日（月） 17:00	2025年6月16日（月）
第2回	2025年4月15日（火）	2025年4月25日（金）	2025年5月30日（金） 17:00	2025年8月8日（金）
第3回	2025年6月27日（金）	2025年8月4日（月）	2025年8月29日（金） 17:00	2025年11月下旬（予定）
第4回	2025年9月19日（金）	2025年11月上旬（予定）	2025年11月下旬（予定）	後日お知らせします

※公募回は年3～4回を予定しています。

※第5回の公募のスケジュールは詳細が確定次第更新いたします。

応募・交付申請フロー

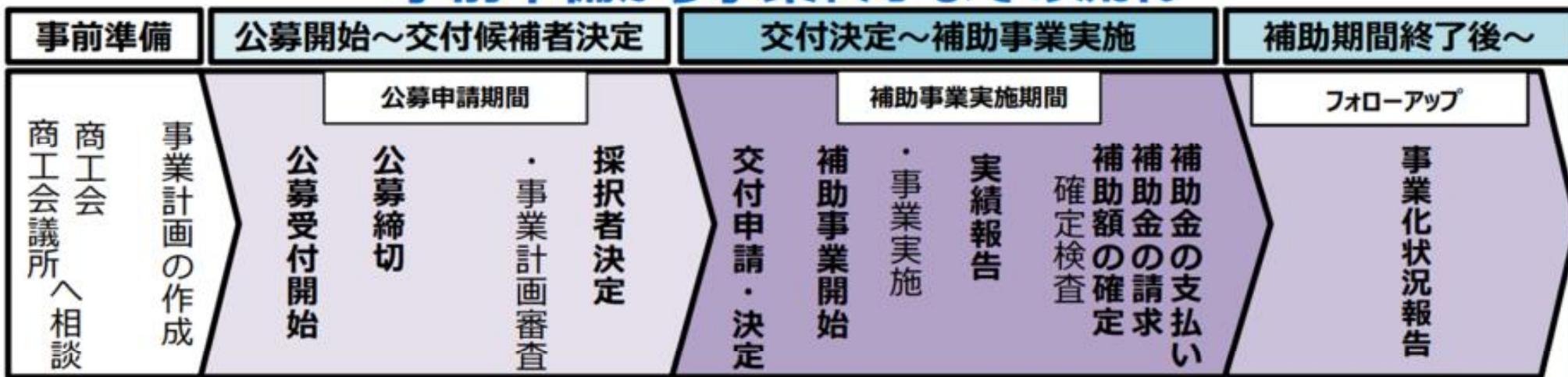


持続化補助金の概要

- 商工会・商工会議所等と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。
- 政策の原点回帰を行い、経営計画の策定に重点化するため、複数ある特別枠を整理。

一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型	
要件	通常枠	インボイス特例	資金引上げ特例	災害支援枠	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円 ※インボイス特例は適用	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2/3 ※資金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4	定額、2/3	2/3	・地域振興等機関に係る経費：定額 ・参画事業者に係る経費：2/3	定額		
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）	左記に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関…人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者…旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費		
昨年度補正予算 等からの主な 変更点	卒業枠・後継者支援枠 を廃止	令和6年東北豪雨を 対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定			

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

事業計画書の作成においては、他の補助金制度と同様に
審査項目・加点項目を意識した上で作成するのが重要です。
また、**減点項目**についても注意が必要となります。

【参考】前回公募(第16回公募)における加点項目

- | | |
|---|---|
| ①重点政策加点
・赤字賃上げ加点
・事業環境変化加点
・東日本大震災加点
・くるみん、えるぼし加点 | ②政策加点
・賃上げ加点
・パワーアップ型加点
・経営力向上計画加点
・事業承継加点
・過疎地域加点
・一般事業主行動計画策定加点 |
|---|---|

概要

補助率	2／3 (賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は3／4)
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <u>50万円</u> を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に <u>150万円</u> を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費

- ①機械装置等費
 - ・3次元CADソフト
 - ・ドローン
 - ・トータルステーション など

- ③ウェブサイト関連費
 - ・建設DXソリューション など